

令和 8 年 第 1 回

市議会定例会資料

目 次

議案第 1 号関係	-----	5
議案第 2 号関係	-----	6
議案第 3 号関係	-----	1 7
議案第 4 号関係	-----	1 8
議案第 14 号関係	-----	2 0
議案第 15 号関係	-----	2 2
議案第 16 号関係	-----	4 0
議案第 17 号関係	-----	4 6
議案第 18 号関係	-----	5 5
議案第 19 号関係	-----	5 9
議案第 20 号関係	-----	6 4
議案第 21 号関係	-----	7 9
議案第 22 号関係	-----	1 2 0
議案第 23 号関係	-----	1 3 7
議案第 24 号関係	-----	1 4 0
議案第 25 号関係	-----	1 4 8
議案第 26 号関係	-----	1 9 9
議案第 27 号関係	-----	2 2 4

議案第 28 号關係	-----	2 2 7
議案第 30 号關係	-----	2 3 5
報告第 1 号關係	-----	2 3 6

令和8年第1回定例会補正予算（専決処分）の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第12号)
(歳出)

(単位：千円)

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 財政管理費						8,987
1	ふるさと基金積立金 (財政課)	8,987	ふるさと納税型クラウドファンディングにより寄附された寄附金を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				8,987
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 財政管理費						140,687
2	財政調整基金積立金 (財政課)	140,687	運用益のほか、令和7年度普通交付税の12月追加交付のうち、臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための財源として措置された額を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				25 140,662
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 財産管理費						20,208
3	公共施設等再編整備基金積立金 (資産経営課)	20,208	寄附金、運用益等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				20,004 204
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 企画費						29,743
4	情報化推進経費 (デジタル推進課) (繰越明許費)	29,743	府内ネットワークに無線LAN環境を追加整備することに伴い、委託料を増額するもの。				29,743
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 文化行政費						1,441
5	文化振興基金積立金 (文化推進課)	1,441	寄附金、運用益等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				1,284 157
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) 文化行政費						328
6	姉妹都市交流基金積立金 (秘書課)	328	寄附金、運用益を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				328
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 総務費(項) 総務管理費 (目) スポーツ振興費						1,980
7	アーバンスポーツ推進事業費 (スポーツ推進課) (繰越明許費)	1,980	総合体育館の前庭において、アーバンスポーツに親しむ環境整備を進めるにあたり、整備に必要な調査を行うため、委託料を増額するもの。				1,980
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款)項目	補正額	説明				
	事業名 (主管課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	496					496
	旅券発給業務関係経費 (市民課)		湘南パスポートセンターに係る旅券発給事務委託負担金について、人事院の国家公務員の給与に関する勧告に鑑みた職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の額の改定等に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
9	(款) 総務費 (項) 戸籍住民基本台帳費 (目) 戸籍住民基本台帳費	9,328	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	社会保障・税番号制度推進事業費 (市民課) (線越明許費)		9,328				
10	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	423	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	社会福祉基金補助金 (地域福祉課)					256	167
11	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	115,259	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	国民健康保険事業保険基盤安定繰出金 (保険年金課)		29,519	56,924			28,816
12	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	5,982	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)		1,534	767			3,681
13	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	38,498	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	介護保険事業特別会計繰出金 (介護保険課)						38,498
14	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費	1,800	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	重層的支援体制整備事業費 (地域福祉課)						1,800

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)

(歲出)

(单位:千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費						2,686
15	生活困窮者自立支援事業費 (地域福祉課)	2,686	令和6年度の精算に伴う住居確保給付金支給事業費負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。				2,686
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
16	物価高騰対応重点支援事業費 (介護保険課) (繰越明許費)	15,986	15,986				
	物価高への事業者支援として、物価高の影響を受ける介護サービス事業所等の負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。						
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
17	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事務費返還金 (生活支援課)	3,258					3,258
	令和6年度の精算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。						
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
18	物価高騰対応重点支援給付金返還金 (生活支援課)	142,340					142,340
	令和6年度の精算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。						
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
19	物価高騰対応重点支援給付金給付事務費返還金 (生活支援課)	7,307					7,307
	令和6年度の精算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。						
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
20	障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)	38,216					2,175 36,041
	過年度の精算に伴う障害者自立支援給付費等国庫負担金等の過配分等を返還することに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。						
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
21	予防保全事業費 (障がい福祉課) (繰越明許費)	66,783					60,100 6,683
	令和8年度に予定していたつじ学園の屋上防水・外壁改修工事について、台風の本格的な到来前の対応を目指して工事予定を前倒しすることに伴い、工事請負費を増額するもの。						
	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)

(歲出)

(单位：千円)

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主管課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	(款) 民生費(項目)児童福祉費 (目)児童福祉総務費	14,553					14,553
	民間保育所運営補助事業費 (保育課)		令和6年度の精算に伴う保育対策総合支援事業費補助金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
30	(款) 民生費(項目)児童福祉費 (目)児童福祉総務費	17,420					5,808
	一時預かり事業費 (保育課)		認定こども園、幼稚園、認可外保育施設における一時預かり事業について、単価の改定及び利用者数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
31	(款) 民生費(項目)児童福祉費 (目)児童福祉総務費	1,001					335
	幼稚園等補助金 (保育課)		市が認定する幼稚園類似施設に通園する園児のうち、幼児教育・保育無償化の対象となっていない園児の保育料を補助する幼児教育幼稚園類似施設利用料補助金について、利用者数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
32	(款) 民生費(項目)児童福祉費 (目)児童福祉総務費	283,473					10,916 272,557
	子ども未来応援基金積立金 (こども政策課)		市の資金、寄附金、運用益等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
33	(款) 民生費(項目)児童福祉費 (目)児童保育費	407,234					347,160
	民間保育所等運営事業費 (保育課)		民間保育所に対する経費負担について、国が定める公定価格の改定に伴い、委託料を増額するほか、令和6年度の精算に伴う教育・保育給付費負担金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
34	(款) 民生費(項目)児童福祉費 (目)児童保育費	27,105					27,105
	児童手当費 (こども政策課)		令和6年度の精算に伴う子ども・子育て支援事業費補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
35	(款) 民生費(項目)児童福祉費 (目)児童保育費	74,204					38,495
	施設型給付費 (保育課)		認定こども園及び幼稚園への経費負担について、国が定める公定価格の改定に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(单位：千円)

項目番号	(款)項目名 (事業名 (主管課))	補正額	説明					
	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費		国庫支出金 42,347	県支出金 3,498	地方債	その他	一般財源 13,086	
36	地域型保育給付費 (保育課)	58,931	小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業への経費負担について、国が定める公定価格の改定に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費		国庫支出金 8,044	県支出金 4,022	地方債	その他	一般財源 7,672	
37	施設等利用費 (保育課)	19,738	認可外保育施設、幼稚園及び認定こども園等に係る児童の利用料無償化に係る経費負担について、利用者数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するほか、令和6年度の精算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 母子福祉費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 1,704	
38	母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費 (こども政策課)	1,704	令和6年度の精算に伴う母子家庭等総合支援事業費国庫補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 10,178	
39	保育園施設維持管理経費 (保育課)	10,178	中海岸保育園の指定管理料について、国が定める公定価格の改定に伴い、委託料を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費		国庫支出金 16	県支出金 16	地方債	その他	一般財源 2,588	
40	児童指導育成経費 (保育課)	2,620	公立保育園について、国の補正予算を活用し、物価高の中でも安定的な事業運営を継続して提供するための物品等を購入することに伴い消耗品費を増額するほか、食材料の物価高による調達コストの増加に伴い、賄材料費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護給務費		国庫支出金 440	県支出金	地方債	その他	一般財源 118,624	
41	生活保護給務管理経費 (生活支援課) (縁越明許費)	119,064	外国人保護の情報連携データの副本登録に伴う、生活保護基盤事務システムにおける副本データを改修するため、委託料を増額するほか、令和6年度の精算に伴う生活扶助費等国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 扶助費		国庫支出金 48,251	県支出金	地方債	その他	一般財源 16,083	
42	生活保護扶助費 (生活支援課)	64,334	生活保護扶助費について、被保護世帯の増加等に伴い、扶助費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主管課)	補正額	説 明					
43	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	10,607	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	予防接種健康被害救済事業費 (健康増進課)			7,954			2,653	
予防接種法に基づく予防接種を受けたことによる健康被害について、厚生労働大臣より認定されたことに伴い、扶助費を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)			
44	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 保健衛生総務費	12,345	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	物価高騰対応重点支援事業費 (地域保健課) (繰越明許費)		12,345					
物価高への事業者支援として、物価高の影響を受ける医療機関等の負担を軽減し、事業運営を支援することに伴い、印刷製本費、通信運搬費、負担金補助及び交付金を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)			
45	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	1,554	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	感染症発生動向調査事業費 (保健予防課)						1,554	
令和6年度の精算に伴う感染症予防事業費等国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)			
46	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	7,996	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	感染症患者医療費 (保健予防課)		2,708				5,288	
結核患者医療費について、当初の想定を上回る公費負担の増加に伴い、扶助費を増額するほか、令和6年度の精算に伴う感染症予防事業費等国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)			
47	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	60,909	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	新型コロナワイルスワクチン接種事業費返還金 (健康増進課)						60,909	
令和5年度（令和6年度への繰越分）の精算に伴う新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)			
48	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	2,406	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	母子保健支援事業費 (こども育成相談課)						2,406	
令和6年度の精算に伴う子ども。子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)			
49	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	1,019	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	母子相談事業費 (こども育成相談課)						1,019	
令和6年度の精算に伴う母子保健衛生費国庫補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。					 *決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)			

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)

(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
50	(款)衛生費(項目)保健衛生費 (目)環境衛生費	263	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	太陽光発電設備普及啓発基金積立金 (環境政策課)					200	63
			売電収入、寄附金、運用益等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
51	(款)衛生費(項目)清掃費 (目)清掃総務費	87,015	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	ごみ減量化・資源化基金積立金 (資源循環課)					30,440	56,575
			一般廃棄物(ごみ)処理手数料、有価物売却代金、寄附金、運用益等を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
52	(款)農林水産業費(項目)農業費 (目)農業振興費	4,805	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	物価高騰対応重点支援事業費 (農業水産課)		4,805				
	(繰越明許費)		物価高への事業者支援として、物価高の影響を受ける農業者に対する農業者物価高騰対策支援給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
53	(款)商工費(項目)商工費 (目)商工振興費	5,000	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	物価高騰対応重点支援事業費 (産業観光課)		5,000				
	(繰越明許費)		商店街の活性化と物価高の影響を受ける生活者の消費の下支えによる負担の軽減を図るため、商店街団体等が実施する商店街振興事業を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
54	(款)土木費(項目)道路橋りょう費 (目)道路橋りょう総務費	71,138	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	道路橋りょう総務管理経費 (道路管理課)		18,410		41,800		10,928
	(繰越明許費)		国の補正予算を活用し、道路の安全性の確保と道路施設の適切な維持管理を図るために路面下空洞調査を実施することに伴い、委託料を増額するとともに、経年劣化が進む茅ヶ崎駅北口駅前広場の昇降設備の更新に伴い、工事請負費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
55	(款)土木費(項目)道路橋りょう費 (目)道路維持費	124,316	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	道路舗装修繕事業費 (道路管理課)		7,390		116,800		126
	(繰越明許費)		市道の安全性の確保を図るため、国の補正予算を活用し、老朽化により損傷した舗装の修繕を進めることに伴い、工事請負費を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
56	(款)土木費(項目)道路橋りょう費 (目)道路新設改良費	48,331	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	香川甘沼線道路改良 (道路建設課)		20,000				28,331
	(繰越明許費)		香川甘沼線道路改良事業について、国の補正予算を活用し、道路拡幅及び歩道設置に先立つ事業計画地における埋蔵文化財発掘調査を行うことに伴い、委託料を増額するもの。				
			*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款)項目	補正額	説明					
	事業名 (主管課)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	(款) 土木費(項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費					132,600	14,977	
57	下寺尾芹沢線道路改良 (道路建設課) (繰越明許費)	147,577	下寺尾芹沢線道路改良事業について、神奈川県が実施する一級河川小出川遊水地整備事業と連携を図るため、道路整備に向けた用地買収を前倒しして進めることに伴い、消耗品費、委託料、公有財産購入費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)				
	(款) 土木費(項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう維持費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
58	橋りょう等長寿命化推進事業費 (道路建設課) (繰越明許費)	53,083	10,000				43,083	
	橋りょう等の長寿命化を推進するとともに、安全性・利便性を維持するため、国の補正予算を活用し、長寿命化修繕計画の改定及び橋りょう等の定期点検を行うことに伴い、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
59	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金積立金 (拠点整備課)	400,000				400,000		
	茅ヶ崎海岸グランドプランの推進を目的として設置する茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金に積み立てを行うため、積立金を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 街路事業費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
60	新国道線街路事業費 (道路建設課) (繰越明許費)	75,510	13,500		△ 30,400		92,410	
	新国道線街路事業について、国の補正予算を活用し、街路整備に先立つ事業計画地の埋蔵文化財発掘調査を行うことに伴い、委託料を増額するほか、用地買収に係る交渉の進捗に合わせ、消耗品費、公有財産購入費を減額するとともに、補償補填及び賠償金を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 緑化推進費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
61	緑のまちづくり基金積立金 (景観みどり課)	5,122				2,367	2,755	
	寄附金、運用益等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						
	(款) 土木費(項) 都市計画費 (目) 緑化推進費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
62	森林環境譲与税基金積立金 (景観みどり課)	2,660				51	2,609	
	運用益等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						
	(款) 教育費(項) 教育総務費 (目) 事務局費		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
63	特別支援教育指導関係経費 (学校教育指導課) (繰越明許費)	4,285					4,285	
	機械式車いすを使用する児童・生徒の小・中学校における教育環境を整備するため、階段昇降車を購入することに伴い、委託料、備品購入費を増額するもの。	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

項目番号	(款)項目 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
64	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	14,332				500	13,832
	教育事務委託負担金 (学務課) (繰越明許費)		藤沢市への教育事務委託負担金について、学校管理費及び事務局費等の不足のほか、国の補正予算を活用し藤沢市が実施する駒寄小学校グラウンド整備工事により不足が生じるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
65	(款)教育費(項)教育総務費 (目)事務局費	39,013				39,013	
	学校施設整備基金積立金 (教育施設課)		運用益を基金へ積み立てることに伴い、積立金を増額するもの。				
66	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	135,809					
	学校施設整備事業費 (教育施設課) (繰越明許費)		国庫支出金 34,393	県支出金	地方債	その他	一般財源 1,116
				100,300			
67	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	125,480					
	予防保全事業費 (教育施設課) (繰越明許費)		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源 12,680
				112,800			
68	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	20,646					
	特別支援学級関係経費 (学校教育指導課) (繰越明許費)		国庫支出金 8,071	県支出金	地方債	その他	一般財源 3,175
				9,400			
69	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	208,652					
	学校施設整備事業費 (教育施設課) (継続費・繰越明許費)		国庫支出金 24,113	県支出金	地方債	その他	一般財源 239
				184,300			
70	(款)教育費(項)中学校費 (目)教育振興費	30,668					
	特別支援学級関係経費 (学校教育指導課) (繰越明許費)		国庫支出金 12,703	県支出金	地方債	その他	一般財源 3,165
				14,800			

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和7年度 補正第13号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) 事 業 名 (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
	(款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 青少年対策費						27,760
71	放課後児童健全育成事業費 (青少年課)	27,760					

令和5年度及び6年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。

*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和7年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
	(款)保健事業費(項)保健事業費 (目)病院事業費	5,117	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				5,117			
1	病院事業会計負担金 (保険年金課)		病院事業会計における療養環境の改善に要する経費を負担することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
	(款)国民健康保険運営基金 (項)国民健康保険運営基金 (目)国民健康保険運営基金	372,174	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						2,174	370,000
2	国民健康保険運営基金積立金 (保険年金課)		前年度繰越金及び運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
	(款)諸支出金 (項)償還金及び還付加算金 (目)償還金	1,625	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,625	
3	返還金 (保険年金課)		令和6年度の清算に伴う社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和7年度 補正第4号)
(歳出)

(単位：千円)

項番	(款 項 目) 事業名 (主管課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	1,984	991			993	
	介護保険事務処理システム改修事業費 (介護保険課)		税制改正における所得税の基礎控除等の引き上げに伴い、介護保険事務処理システムを改修するため、委託料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
2	(款) 総務費 (項) 介護認定審査費 (目) 認定調査費	3,634	3,634				
	認定調査費 (介護保険課)		要介護認定等の申請件数の増加等により、主治医意見書の作成件数及び認定調査の委託件数の増加に伴い、手数料、委託料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
3	(款) 保険給付費 (項) 保険給付費 (目) 介護サービス諸費	190,000	38,377	27,362		75,050	49,211
	介護サービス諸費 (介護保険課)		介護サービス諸費について、利用実績の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
4	(款) 保険給付費 (項) 保険給付費 (目) 介護予防サービス諸費	73,000	15,630	9,627		28,835	18,908
	介護予防サービス諸費 (介護保険課)		介護予防サービス諸費について、利用実績の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
5	(款) 保険給付費 (項) 保険給付費 (目) 高額介護サービス費	4,800	1,060	600		1,896	1,244
	高額介護サービス費 (介護保険課)		高額介護サービス費について、利用実績の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
6	(款) 保険給付費 (項) 保険給付費 (目) 審査支払手数料	120	25	14		47	34
	審査支払手数料 (介護保険課)		神奈川県国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料について、介護給付費の審査件数の増加に伴い、手数料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							
7	(款) 地域支援事業費 (項) 介護予防・生活支援サービス事業費 (目) 介護予防ケアマネジメント事業費	3,000	663	375		1,185	777
	介護予防ケアマネジメント事業費 (介護保険課)		介護予防ケアマネジメント事業費について、利用実績の増加に伴い、委託料を増額するもの。				
*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)							

令和8年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和7年度 補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款項目) 事業名 (主管課)	補正額	説明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	(款) 地域支援事業費 (項) その他諸費 (目) 審査支払手数料		11	6		19	14
8	審査支払手数料 (介護保険課)	50	神奈川県国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料について、地域支援事業に係る審査件数の増加に伴い、手数料を増額するもの。				
	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						
	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
9	介護保険運営基金積立金 (介護保険課)	5,851				5,851	
	運用益を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。						
	*決定過程 理事者調整(令和8年1月22日)						

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎海岸グランドプランの推進を目的として、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金を設置するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎海岸グランドプランを推進するため、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第2条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、市の資金、基金の趣旨に沿う寄附金及び基金の運用から生ずる収益金の合計額とし、一般会計歳入歳出予算の定めるところによることとした。（第3条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと等とした。（第4条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとすることとした。（第5条関係）
- (5) 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。（第6条関係）
- (6) 基金は、茅ヶ崎海岸グランドプランを推進するための事業の経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。（第7条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。（第8条関係）
- (8) この条例は、公布の日から施行することとした。

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進基金条例参照条文

○地方自治法

(基金)

第二百四十二条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。

6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨にのっとり、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、申請等に係る添付書類の省略等に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

- (1) 題名を茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例とすることとした。
（題名関係）
- (2) 申請等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合における手数料の納付について、情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができると等とした。（第3条関係）
- (3) 電子情報処理組織を使用する方法による処分通知等は、当該処分通知等を受ける者がその方法により処分通知等を受ける旨の表示をする場合に限り行うことができるることとした。（第4条関係）
- (4) 手続等のうち電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行なうことが適当でないものとして規則で定めるもの等については、この条例の一部の規定を適用しないこととした。（第7条関係）
- (5) 他の条例等において申請等に際し添付することが規定されている書面等について、市の機関が直接に、又は電子情報処理組織を使用して当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しないこととした。（第8条関係）
- (6) 規定を整備することとした。（第2条、第5条、第6条、第9条関係）
- (7) 所要の規定を整備することとした。（第10条関係）
- (8) この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

表

改 正 後	改 正 前
<p><u>茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 条例等 市の条例、市の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下この号及び次条第1項において同じ。）、市の議会の規程及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。同項において同じ。）並びに<u>地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例及び神奈川県の執行機関の規則をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、原本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4)</p>	<p><u>茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 条例等 市の条例、市の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下この号及び次条第1項において同じ。）、市の議会の規程及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）並びに<u>同法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例及び神奈川県の執行機関の規則をいう。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、原本、副本、複本その他文字、<u>図形</u>その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(4)</p>

（略）

(10)

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（規則、市の議会の規程及び企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の_____条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 市の機関は、申請等のうち_____当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって_____代えさせることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の

（略）

(10)

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（規則及び市の議会の規程をいう。以下同じ。）で定めるところにより、_____電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、_____当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているもの

_____については、当該条例等の規定にかかわらず、_____

_____氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものももって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により

行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の

条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしている

ものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により

り行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって_____代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、_____当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の

_____条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦

り行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているもの

_____については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定

_____により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、_____当該縦

覽等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、_____当該書面等に係る電磁的記録により_____行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の_____条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 市の機関は、作成等のうち_____当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものもって_____代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手續等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことが規定されているもの（第3条第1項の規定に基づき行わせること又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成

覽等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、_____当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して 行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用 に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例参考条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。へにおいて同じ。）

ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。へにおいて同じ。）

ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

チ ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長

三

（略）

十二

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(定義)

第二条 略

2

（略）

6

7 この法律において「個人番号カード」とは、次に掲げる事項が記載され、第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をい

う。第十八条において同じ。）により記録されたカードであって、この法律又はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置が講じられたもの
いう。

二 氏名

二 住所（国外転出者（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者をいう。以下同じ。）にあっては、国外転出者である旨及びその国外転出届（同号に規定する国外転出届をいう。第十七条第六項において同じ。）に記載された転出の予定年月日）

三 生年月日

四 性別

五 個人番号

六 その他政令で定める事項

8

（ 略

1 6

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正に伴い、申請等に係る添付書類のうち省略することができるものを定める等のため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年茅ヶ崎市条例第6号）第3条から第8条まで及び第10条

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「情報通信技術活用条例」という。）第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとした。（第4条関係）
- (2) 情報通信技術活用条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とすることとした。（第6条関係）
- (3) 情報通信技術活用条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、申請をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合等とすることとした。（第7条関係）
- (4) 情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とすることとした。（第8条関係）
- (5) 情報通信技術活用条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力等とすることとした。（第10条関係）
- (6) 情報通信技術活用条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、処分通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長が認める場合等とすることとした。（第11条関係）
- (7) 情報通信技術活用条例第6条第1項の規定による電磁的記録による作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により行うものとすることとした。（第13条関係）
- (8) 情報通信技術活用条例第7条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法そ

の他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるものは、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長が認める手続等とすることとした。（第15条関係）

(9) 情報通信技術活用条例第8条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術活用条例第8条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすることとした。（第16条関係）

(10) 規定を整備することとした。（題名、第1条、第5条、第9条、第12条、第14条、旧第9条関係）

(11) 所要の規定を整備することとした。（第2条、第3条、第17条関係）

(12) この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p><u>茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手続等を茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p> <p>(平成17年茅ヶ崎市条例第6号。以下「<u>情報通信技術活用条例</u>」という。) 第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信技術を</u>利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>2 市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手續等(情報通信技術活用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。)を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の定めるところによる。</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>市長等</u> 市長、消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例及び規則をいう。）により独立して権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) <u>電子署名</u> 次に掲げるもの</p> <p>_____をいう。</p>	<p><u>茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手續等を茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>(平成17年茅ヶ崎市条例第6号。以下「<u>情報通信技術利用条例</u>」という。) 第3条から第6条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の<u>情報通信の技術を</u>利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p><u>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>市長等</u> 市長、消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例及び規則をいう。）により独立して権限を行使することを認められたものをいう。</p> <p>(2) <u>電子署名</u> <u>電子署名及び認証業務に関する法律</u>（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する<u>電子署名</u>をいう。</p>

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(3) 電子証明書 申請等をする者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

（手続等の公示）

第3条 市長は、市長等が手続等を電子情報処理組織その他の情報通信技術を利用する方法により行うこととするときは、あらかじめ、その旨を公示するものとする。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第4条 情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって市長が別に定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第5条 情報通信技術活用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等をする者は、市長等の定めるところにより、次に掲げる事項を、当該

(3) 電子証明書 申請等を行う者又は市長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

（手続等の公示）

第3条 市長は、市長等が手続等を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこととするときは、あらかじめ、その旨を公示するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等に

申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならぬ。

(1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(3) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省令／法務省令／経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が指定する電子証明書

より行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならぬ。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等の指定する方法により当該申請等を_____確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、市長等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、

3 条例等（条例を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定に基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

4 市長等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の条例等（条例を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、市長等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 情報通信技術活用条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第7条 情報通信技術活用条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって市長が別に定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第9条 市長等は、情報通信技術活用条例第4条第

又は当該書面等を提出しなければならない。

4 条例等（条例を除く。）の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された

ものとみなす。

5 市長等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の条例等（条例を除く。）の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、市長等の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 市長等は、情報通信技術利用条例第4条第

1項の規定により電子情報処理組織を使用する方
法により処分通知等を行うときは、当該処分通知
等を書面等により行うときに記載すべきこととさ
れている事項を_____市長等の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルに記録しなけ
ればならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 情報通信技術活用条例第4条第1項た
だし書に規定する規則で定める方式は、次のいずれ
かの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識
別番号及び暗証番号の入力
 - (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分
通知等を受けることを希望する旨の市長等の定
めるところによる届出
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が定める
方式
- (処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用す
る方法により行うことが困難又は著しく不適当と
認められる部分がある場合)

第11条 情報通信技術活用条例第4条第5項に規
定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とす
る。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本
人確認をするべき事情があると市長等が認める
場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を
交付する必要があるものがあると市長等が認め
る場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 市長等は、情報通信技術活用条例第5条
第1項の規定により_____電磁的記録に記録されてい
る事項又は当該事項を記載した書類による縦覧等を行
うときは、当該縦覧等に係る事項をインターネットを
利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計
算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記
録されている事項を記載した書類による方法によ
り縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

1項の規定により電子情報処理組織を使用して
_____処分通知等を行うときは、当該処分通知
等を書面等により行うときに記載すべきこととさ
れている事項を同項に規定する市長等の使用に係
る電子計算機に備えられたファイルに記録しなけ
ればならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 市長等は、情報通信技術利用条例第5条
第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該
書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又
は当該事項を記載した書類の_____縦覧等を行
うときは、当該事項_____をインターネットを
利用する方法、市長等の事務所に備え置く電子計
算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記
録されている事項を記載した書類による方法によ
り縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 市長等は、情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録により
作成等を行うときは、
当該作成等に係る事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体
をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第14条 情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第5条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うこととする。

3 情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することとする。

（適用除外）

第15条 情報通信技術活用条例第7条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

（1）申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対

第7条 市長等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第8条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第4条第2項ただし書
に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名
とする。

3 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名
とする。

面により確認する必要があると市長等が認める手続等

(2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると市長等が認める手続等

(3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第16条 情報通信技術活用条例第8条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術活用条例第8条に規定する規則等で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(その他の手続等)

第9条 市長等に係る手続等（情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、条例等に特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、市長等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

第10条 この規則に定めるもののほか、市長等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、市長が別に定める。

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

相当の期間にわたり職務に従事しない職員を定数のほかに置くことができることとすることにより、当該職員に代わって職務に従事する者を任用することができるようにするため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項

3 条例の概要

- (1) 休業をしている職員、休職にされている職員、派遣されている職員等を職員の定数のほかに置くことができることとともに、当該職員等が職務に復帰し、又は復職した場合は、その復帰し、又は復職した日から起算して1年を超えない期間に限り、当該職員を定数のほかに置くことができることとした。（第2条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第1条関係）
- (3) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(用語の定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務部局、消防機関並びに病院事業に常時勤務する職員（副市長、教育長、病院事業管理者及び_____臨時に任用される者を除く。）をいう。	(用語の定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務部局、消防機関並びに病院事業に常時勤務する職員（副市長、教育長、病院事業管理者及び <u>6月を限度として</u> 臨時に任用される者を除く。）をいう。
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 略
<u>2 次の各号に掲げる職員は、前項に定める定数のほかに置くことができる。</u> (1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u> <u>第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員</u> (2) <u>地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員</u> (3) <u>地方公務員法第28条第2項又は茅ヶ崎市職員分限条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第73号）第2条の規定により休職にされている職員</u> (4) <u>地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受け職員団体の業務に専ら従事している職員</u> (5) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u> (6) <u>国、他の地方公共団体その他の団体に派遣されている職員</u> (7) <u>初任教育を修了する日の属する年度の末日までの間にある消防職員</u>	<u>2 職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員については、任命権者が必要と認める場合に限り、前項に定める定数のほかに置くことができる。</u>
<u>3 併任を命ぜられている職員は、当該併任に係る職に関し、第1項に定める定数のほかに置くことができる。</u>	
<u>4 第2項の規定により第1項に定める定数のほかに置いた職員（第2項第7号に掲げる職員を除く。）が職務に復帰し、又は復職した場合は、その復帰し、又は復職した日から起算して1年を超えない期間に限り、当該職員を第1項に定める定数のほかに置くことができる。</u>	

茅ヶ崎市職員定数条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

- 第一百七十二条 前十一條に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。
- ② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。
- ③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
- ④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

○消防組織法

(消防職員)

第十一條 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

- 2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○地方公務員法

(自己啓発等休業)

第二十六条の五 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条（第八項及び第九項を除く。）において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修（大学その他の条例で定める教育施設の課程の履修をいう。第五項において同じ。）又は国際貢献活動（国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして条例で定めるものに参加することをいう。第五項において同じ。）のための休業（以下この条において「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

- 2 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業を開始した時就いていた職又は自己啓発等休業の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 4 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。
- 5 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員が当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、自己啓発等休業に関し必要な事項は、条例で定める。

(配偶者同行休業)

第二十六条の六 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務そ

の他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五項及び第六項において同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下この条において同じ。）をすることを承認することができる。

- 2 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が前項の条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。
- 3 配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。
- 4 第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。
- 5 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなつた場合には、その効力を失う。
- 6 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたことその他条例で定める事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
- 7 任命権者は、第一項又は第二項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。
 - 一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
 - 二 申請期間を任期の限度として行う臨時の任用
- 8 任命権者は、条例で定めるところにより、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合には、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 9 任命権者は、第七項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。
- 10 第七項の規定に基づき臨時の任用を行う場合には、第二十二条の三第一項から第四項までの規定は、適用しない。
- 11 前条第二項、第三項及び第六項の規定は、配偶者同行休業について準用する。

（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合
 - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。
 - 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。
 - 4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

（職員団体）

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的と

して組織する団体又はその連合体をいう。

- 2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。
- 3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。
- 4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。
- 5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもっぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもっぱら従事する場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間)を超えることができない。
- 4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもっぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
- 5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない

○地方公務員の育児休業等に関する法律

(育児休業の承認)

第二条 職員(第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。)は、任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)の承認を受けて、当該職員の子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。)を養育するため、当該子が三歳に達する日(非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日(当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日))まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 二 子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項第一号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び二回目のもの
- 二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）
- 2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。
- 3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

○茅ヶ崎市職員分限条例

（休職の事由）

第2条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを休職することができる。

- (1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

1 提案の理由

職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定に鑑み、議員及び特別職の職員の期末手当並びに会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項、第203条の2第5項及び第204条第3項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例関係

議員等の期末手当のうち6月に支給する場合におけるものの額に係る支給割合を2.1625月分に引き上げることとし、12月に支給する場合におけるものの額に係る支給割合を2.3625月分に引き下げるのこととした。（第3条関係）

(2) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例関係

特別職の職員の期末手当の額に係る支給割合について、市長にあっては1.7875月分に、副市長、教育長及び病院事業管理者にあっては1.8375月分に引き下げるのこととした。（第4条関係）

(3) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例関係

ア 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の額に係る支給割合を1.2625月分に引き下げるのこととした。（第16条関係）

イ 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の額に係る支給割合を1.0625月分に引き下げるのこととした。（第17条関係）

(4) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正) (期末手当)	(期末手当)
第3条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の216.</u> <u>25</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の236.</u> <u>25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。	第3条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職、死亡等によりその職を離れた日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の215</u> <u>—</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の237.</u> <u>5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。
3 略	3 略
4 略	4 略
(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正) (期末手当等)	(期末手当等)
第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の178.</u> <u>75</u> (2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 <u>100</u> 分の <u>183.</u> <u>75</u>	第4条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。 (1) 市長 <u>100分の180</u> (2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 <u>100</u> 分の <u>185</u>
3 略	3 略
4 略	4 略

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正)

(期末手当)	(期末手当)
第16条 略	第16条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ＼ 略	(1) ＼ 略
(4)	(4)
3 ＼ 略	3 ＼ 略
5	5
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第17条 略	第17条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3 ＼ 略	3 ＼ 略
5	5

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

- 第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあつては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

(会計年度任用職員の採用の方法等)

- 第二十二条の二 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七条の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。
- 二 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
- 二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
- 2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

- 3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
- 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
- 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
- 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
- 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるものとする。

○茅ヶ崎市職員給与条例（茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年茅ヶ崎市条例第 号）第1条の規定による改正後のもの）

(期末手当)

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、任期の定めが6月以上のものに限る。以下この項において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第34条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

4 基準日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月に満たないものにつき、その在職する会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された

職員としての任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該常時勤務的会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなす。

5 6月に期末手当を支給する場合において、6月1日にそれぞれ在職する常時勤務的会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月に満たないものにつき、その前会計年度の末日まで地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として採用され、引き続き、同日の翌日に常時勤務的会計年度任用職員として採用され、かつ、それぞれの任期の定めの合計が6月以上に至ったときは、当該常時勤務的会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなす。

6 会計年度の末日までを任期とする常時勤務的会計年度任用職員が同日の翌日に地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された場合は、これらの任期は引き続いているものとみなして、第1項の規定を適用する。

7 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、その基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した常時勤務的会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として在職した期間（第4項の規定により任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなされた者にあっては、その在職する会計年度内における同条第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあっては、基準日前の直近の任期6月））の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額の1月当たりの平均額）とする。

8 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの（職務の級が3級である職員にあっては、規則で定める職員に限る。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

9 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、任期の定めが6月以上のものに限る。以下この項において同じ。）に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 第27条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による常時勤務的会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「、第1項」とあるのは「、第30条第1項」と読み替えるものとする。

4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに

する地域手当の月額の合計額（常時勤務的会計年度任用職員にあっては、その基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した常時勤務的会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6月以内の地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員として在職した期間（前項において準用する第27条第4項の規定により任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員とみなされた者にあっては、その在職する会計年度内における同法第22条の2第1項の規定により採用された職員としての任期（当該任期が6月を超える場合にあっては、基準日前の直近の任期6月））の勤務に対する給料及びこれに対する地域手当の月額の1月当たりの平均額）とする。

- 5 第27条第8項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第8項中「前項」とあるのは「第30条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第30条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則について

1 提案の理由

職員の勤勉手当の額の改定に鑑み、会計年度任用職員の勤勉手当の額を改定するため
提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）

第17条第2項

3 規則の概要

- (1) 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当の額に係る支給割合について、勤務期間に
よる割合に100分の318.75を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じ
て得た割合に引き下げることとした。（第13条関係）
- (2) この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の支給日等)	(勤勉手当の支給日等)
第13条 略	第13条 略
2 略	2 略
3 条例第17条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に <u>100分の318.75</u> を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た割合とする。	3 条例第17条第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次項に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に <u>100分の322.5</u> を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た割合とする。
4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。	4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第3に定める割合とする。
5 略	5 略

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

特別職の職員で非常勤のもののうち、産業医その他の嘱託医に支給する報酬について、その額を改めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項

3 条例の概要

- (1) 産業医の報酬を日額61,000円に引き上げること等とした。（別表第1関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新

旧対照表

改 正 後	改 正 前																																																																														
(報酬)	(報酬)																																																																														
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。	第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。																																																																														
2	2																																																																														
（略）	（略）																																																																														
5	5																																																																														
別表第1（第1条関係）	別表第1（第1条関係）																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>産業医</td><td>日額</td><td>61,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生活保護嘱託医</td><td>月額</td><td>73,500円</td></tr> <tr> <td>生活保護精神科嘱託医</td><td>月額</td><td>34,000円</td></tr> <tr> <td>保育園嘱託医</td><td>月額</td><td>22,400円</td></tr> <tr> <td>保育園嘱託歯科医</td><td>年額</td><td>115,000円</td></tr> <tr> <td>在宅重度障害者嘱託医</td><td>日額</td><td>11,700円</td></tr> <tr> <td>学校医</td><td>年額</td><td>253,000円</td></tr> <tr> <td>学校歯科医</td><td>年額</td><td>253,000円</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師</td><td>年額</td><td>126,500円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	報酬額	略	略	略	産業医	日額	61,000円	略	略	略	生活保護嘱託医	月額	73,500円	生活保護精神科嘱託医	月額	34,000円	保育園嘱託医	月額	22,400円	保育園嘱託歯科医	年額	115,000円	在宅重度障害者嘱託医	日額	11,700円	学校医	年額	253,000円	学校歯科医	年額	253,000円	学校薬剤師	年額	126,500円	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>産業医</td><td>日額</td><td>60,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生活保護嘱託医</td><td>月額</td><td>72,500円</td></tr> <tr> <td>生活保護精神科嘱託医</td><td>月額</td><td>33,500円</td></tr> <tr> <td>保育園嘱託医</td><td>月額</td><td>22,000円</td></tr> <tr> <td>保育園嘱託歯科医</td><td>年額</td><td>113,000円</td></tr> <tr> <td>在宅重度障害者嘱託医</td><td>日額</td><td>11,500円</td></tr> <tr> <td>学校医</td><td>年額</td><td>250,000円</td></tr> <tr> <td>学校歯科医</td><td>年額</td><td>250,000円</td></tr> <tr> <td>学校薬剤師</td><td>年額</td><td>125,000円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	報酬額	略	略	略	産業医	日額	60,000円	略	略	略	生活保護嘱託医	月額	72,500円	生活保護精神科嘱託医	月額	33,500円	保育園嘱託医	月額	22,000円	保育園嘱託歯科医	年額	113,000円	在宅重度障害者嘱託医	日額	11,500円	学校医	年額	250,000円	学校歯科医	年額	250,000円	学校薬剤師	年額	125,000円	略	略	略
区分	単位	報酬額																																																																													
略	略	略																																																																													
産業医	日額	61,000円																																																																													
略	略	略																																																																													
生活保護嘱託医	月額	73,500円																																																																													
生活保護精神科嘱託医	月額	34,000円																																																																													
保育園嘱託医	月額	22,400円																																																																													
保育園嘱託歯科医	年額	115,000円																																																																													
在宅重度障害者嘱託医	日額	11,700円																																																																													
学校医	年額	253,000円																																																																													
学校歯科医	年額	253,000円																																																																													
学校薬剤師	年額	126,500円																																																																													
略	略	略																																																																													
区分	単位	報酬額																																																																													
略	略	略																																																																													
産業医	日額	60,000円																																																																													
略	略	略																																																																													
生活保護嘱託医	月額	72,500円																																																																													
生活保護精神科嘱託医	月額	33,500円																																																																													
保育園嘱託医	月額	22,000円																																																																													
保育園嘱託歯科医	年額	113,000円																																																																													
在宅重度障害者嘱託医	日額	11,500円																																																																													
学校医	年額	250,000円																																																																													
学校歯科医	年額	250,000円																																																																													
学校薬剤師	年額	125,000円																																																																													
略	略	略																																																																													
備考 略	備考 略																																																																														

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例参照条文

○地方自治法

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の全ての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

二 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

二の二 都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。）

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 特定地方独立行政法人の役員

○学校保健安全法

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

○労働安全衛生法

(産業医等)

- 第13条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。
- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
 - 3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。
 - 4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
 - 5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるとときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。
 - 6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

市長がその所管する児童福祉事業で起きた虐待事案について事実確認等の措置を講じた場合に、児童福祉法に基づく報告をする者として市長が指定した者に対する報酬の額を定めるため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項

3 条例の概要

(1) 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業その他の市長が所管する児童福祉事業で起きた虐待事案について市長が講じた措置の内容に係る報告を受け、その報告に係る事項について意見を述べること等ができる者として市長があらかじめ指定する者の報酬の額は日額10,000円とすることとした。（別表第1関係）

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前																											
(報酬)	(報酬)																											
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。	第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。																											
2	2																											
（ 略	（ 略																											
5	5																											
別表第1（第1条関係）	別表第1（第1条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生活保護精神科嘱託医</td><td>月額</td><td>72,500円</td></tr> <tr> <td><u>児童福祉法第33条の10第3項第3号の規定により指定する者</u></td><td>日額</td><td><u>10,000円</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	報酬額	略	略	略	生活保護精神科嘱託医	月額	72,500円	<u>児童福祉法第33条の10第3項第3号の規定により指定する者</u>	日額	<u>10,000円</u>	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単位</th><th>報酬額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>生活保護精神科嘱託医</td><td>月額</td><td>72,500円</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	報酬額	略	略	略	生活保護精神科嘱託医	月額	72,500円	略	略	略
区分	単位	報酬額																										
略	略	略																										
生活保護精神科嘱託医	月額	72,500円																										
<u>児童福祉法第33条の10第3項第3号の規定により指定する者</u>	日額	<u>10,000円</u>																										
略	略	略																										
区分	単位	報酬額																										
略	略	略																										
生活保護精神科嘱託医	月額	72,500円																										
略	略	略																										
備考 略	備考 略																											

茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例参照条文

○地方自治法

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当又は勤勉手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○児童福祉法

第三十三条の十 この節において、被措置児童等虐待とは、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業等、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業若しくは乳児等通園支援事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設若しくは認可外保育施設（第五十九条第一項に規定する施設のうち、第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。次項第五号において同じ。）の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該一時保護施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、事業を利用する児童、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
 - 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ② この節において、所管行政庁とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
- 一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事
 - 二 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長
 - 三 里親 次のイ又はロに掲げる里親の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
 - イ 第六条の四第一号又は第二号の規定による登録を受けた里親 当該登録を行つた都道府県の知

事

口 第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けた里親（イに掲げるものを除く。） 当該委託をした都道府県の知事

四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国行政機関の長

五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事

六 一時保護 次のイ又はロに掲げる一時保護の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 一時保護施設において行う一時保護 当該一時保護施設を設置する都道府県の知事

ロ 第三十三条第一項又は第二項の委託を受けて行う一時保護 当該委託をした児童相談所長を監督する都道府県知事

③ この節において、審議会等とは、次の各号に掲げる所管行政庁の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

二 国の行政機関の長 児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて、第三十三条の十五第一項に規定する事項に關し公正な判断をすることができるもののうちから、当該国の行政機関の長があらかじめ指定する者

二 都道府県知事 都道府県児童福祉審議会

三 市町村長 市町村児童福祉審議会を設置する市町村にあつては市町村児童福祉審議会、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であつて第三十三条の十五第一項に規定する事項に關し公正な判断をすることができるもののうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者

第三十三条の十四 都道府県知事若しくは市町村長が一般通告若しくは被措置児童等届出を受けた場合又は児童虐待通告を受けた都道府県の知事若しくは市町村の長が当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合において、当該一般通告、被措置児童等届出又は児童虐待通告（次項及び第三十三条の十六の二第一項において「一般通告等」という。）に係る被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該都道府県知事又は市町村長は、当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁に、速やかに、その旨を通知しなければならない。ただし、当該都道府県知事又は市町村長が当該被措置児童等に係る事業、里親、施設又は一時保護の所管行政庁である場合は、この限りでない。

② 所管行政庁は、次に掲げる場合において、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の前項の規定による通知又は一般通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。

二 前項の規定による通知を受けた場合

二 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について一般通告又は被措置児童等届出を受けた場合

三 自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護について児童虐待通告を受け、当該児童虐待通告に係る児童が被措置児童等虐待を受けた被措置児童等であると認める場合

③ 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該措置に係る被措置児童等若しくは当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導又は助言その他の児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第三十三条の十五 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

② 審議会等は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、当該所管行政庁に対し、意見を述べることができる。

③ 審議会等は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、説明、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国家公務員に準じて、職員の期末手当及び勤勉手当の額を改定するため提案する。

2 根拠法規

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市職員給与条例関係

ア 職員の期末手当の額に係る支給割合を1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125月分）に引き下げるのこととした。（第27条関係）

イ 職員の勤勉手当の額に係る支給割合を1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125月分）に引き下げるのこととした。（第30条関係）

(2) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係

特定任期付職員の期末手当の額に係る支給割合を0.9625月分に、勤勉手当の額に係る支給割合を0.8875月分にそれぞれ引き下げるのこととした。（第8条関係）

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)	
(期末手当)	(期末手当)
第27条 略	第27条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100	(1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80	(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30	(4) 3箇月未満 100分の30
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」とする。
4	4
{ 略	{ 略
9	9
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 略	第30条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額
3	3
{ 略	{ 略

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例
第26条第1項、第27条第2項、第30条第2項第1号及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」と、同条例第27条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、同条例第30条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

(茅ヶ崎市職員給与条例の適用除外等)

第8条 略

2 特定期付職員に対する茅ヶ崎市職員給与条例
第26条第1項、第27条第2項、第30条第2項第1号及び第31条第1項の規定の適用については、同条例第26条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第31条第1項において「管理監督職員等」という。）」と、同条例第27条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条例第30条第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、同条例第31条第1項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員等」とする。

茅ヶ崎市職員給与条例及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

- 第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあっては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。
- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

- 第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○一般職の職員の給与に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第89号）第1条の規定による改正後のもの）

（期末手当）

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・二五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百六・二五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
四 三箇月未満 百分の三十

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十・二五」とする。
- 4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれら日のを「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五（特定管理職員にあつては、百分の百二十五）を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百六・二五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十（特定管理職員にあつては、百分の六十）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。

- 5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第十九条の七第一項に規

定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(給与の額及び割合の検討)

第二十四条 国会は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行った調査に基づき、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総務省、厚生労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に関する勧告を作成する。

○茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各府の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員、当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の五十二・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の六十二・七五以上）

第十三條の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

八 前号ハに掲げる職員 百分の四十五・二五以下（特定管理職員にあつては、百分の五十二・二五以下）

九 前号ロに掲げる職員 百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十一・二五以上）

一〇 前号イに掲げる職員 百分の五十五・七五以上（特定管理職員にあつては、百分の七十一・二五以上）

一一 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいづれに該当するかに応じ、次に定める割合

一二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいづれに該当するかに応じ、次に定める割合

（特定管理職員にあつては、百分の五十七・二五以下）

八 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下の職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の四十六以下（特定管理職員については、百分の五十六以下）、十二月に支給する場合には百分の四十八・五以下（特定管理職員につては、百分の五十八・五以下）

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の五十四・五以上（特定管理職員につては、百分の六十九以上）、十二月に支給する場合には百分の五十七以上（特定管理職員につては、百分の七十一・五以上）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の四十六（特定管理職員につては、百分の五十三）、十二月に支給する場合には百分の四十八・五（特定管理職員につては、百分の五十五・五）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の四十四以下（特定管理職員につては、百分の五十一以下、十二月に支給する場合には百分の四十六・五以下（特定管理職員につては、百分の五十三・五以下）

上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 百分の百二十五・二五以上百分の三百十八・七五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七五以下）

口

直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百十三・七五以上百分の百二十五・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十四・七五以上百分の百四十九・二五未満）

直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百三十六・五以上百分の百四十九・二五以上百分の三百七十八・七五以下

ハ

直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）百分の百二・二五（特定管理職員にあつては、百分の二十二・二五）

上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百二十四以上百分の三百五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十八以上百分の三百七十五以下、十二月に支給する場合には百分の百二十六・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十・五以上百分の三百八十二・五以下）

直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百二十一・五以上百分の百三十九・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十九・二五以上百分の三百六十八・七五以下）

直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）、十二月に支給する場合には百分の百三十九・二五以上百分の三百七十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

ハ

直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）百分の百二・二五（特定管理職員にあつては、百分の二十二・二五）

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の九十三・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十二・七五以下）

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十九・二五以上百分の三百十八・七五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十六・二五以上百分の三百七十九・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満））

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百三十八以上百分の三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五未満）

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の九十一・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百十一・五以下）

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百三十八以上百分の三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五未満）

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百三十九・二五以上百分の三百七十九・二五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十九・二五以上百分の三百七十九・二五未満）

分の百十三・七五以上百分の二百十
二・五八、(事務部長、会計監査官等)

分の二百十二・五以下（事務次官、会

六十二・五以下、十二月に支給する場合には百分の九十以上百分の二百七十以下

官、金融庁長官、消費者庁長官及びことども家庭庁長官にあつては、百分の百六・二五)

長官（以下このイにおいて「事務次官等」という。）にあつては、百分の百六・二五）、十二月に支給する場合には百分の百十六・二五以上百分の二百十・五以下（事務次官等にあつては、百分の百八・七五）

直近の業績平価の全体平均が上位の

直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準以前における直近の人事評価の結果がない職員（ハ）の人事院の定める職員を除く。六月に支給する場合には百分

は百分の百二・七五

直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月

月に支給する場合には百分の九十一・七五以下、十二月に支給する場合には百分の九十四・二五以下
内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六

任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応

の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の八十七・五以上百分の二百

任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員、当該職員が次に掲げし、次に定める割合
直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下

八 直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員百一
分の九十一・七五以下

任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員、当該職員が次に掲げ

合には百分の七十七・五、十二月に支給する場合には百分の八十（略）

ハ 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の七十一以下、十二月に支給する場合には百分の七十三・五以下

八 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の七十一以下

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所屬の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第十三条の二 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各府の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ又は第二号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

次号に掲げる職員以外の職員、当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

次号に掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合イ 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の五十一・五以

□直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員につては、百分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）、十二月に支給する場合には百分の百十五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員につては、百分の百三十六以上百分の百五十・五未満）

八 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が「良好」の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）六月に支給する場合には百分の百一（特定管理職員につては、百分の百二十一）、十二月に支給する場合には百分の百三・五（特定管理職員につては、百分の百二十三）

三・五)

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 六月に支給する場合には百分の九十二・五以下（特定管理職員につては、百分の百十一・五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十五以下（特定管理職員につては、百分の百十四以下）

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいづれに該当するかに応じ、次に定める割合

八 直近の業績評価の全体評語が「優良」の段階以上である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満（特定管理職員）にあつては、百分の百三十三・五以上百分の百四十八未満）

二 直近の業績評価の全体評語が「やや不十分」の段階以下である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員 百分の百一（特定管理職員にあつては、百分の百二十一）
（特定管理職員にあつては、百分の百十一・五以下）

十一・五以下）

イ 前号イに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百三十八以上三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五以下）、十二月に支給する場合は百分の百四十・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十七・五以上百分の三百八十二・五以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の百十七以上百分の百三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十七以上百分の百四十九・五以上百分の百四十五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十九・五以上百分の百四十・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十九・五未満）、十二月に支給する場合には百分の百十九・五以上百分の百十一）、十二月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百四十九・五以上百分の百八十七・五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の九十六（特定管理職員にあつては、百分の百十一）、十二月に支給する場合には百分の九十八・五（特定管理職員にあつては、百分の百十三・五）

二 前号ニに掲げる職員 六月に支給する場合には百分の八十七・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百一・五以下）、十二月に支給する場合には百分の九十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百四以下）

イ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の

イ 前号イに掲げる職員 百分の百三十九以上百分の三百十五以下（特定管理職員にあつては、百分の百八十五以上百分の三百七十五以下）

ロ 前号ロに掲げる職員 百分の百十七以上百分の百三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十七以上百分の百八十五未満）

ハ 前号ハに掲げる職員 百分の九十六（特定管理職員にあつては、百分の百分の百一・五以下）

二 前号ニに掲げる職員 百分の八十
七・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百分の百一・五以下）

三 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 百分の百十三・七五以上百

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関する人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則九一四〇—六四

人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条 人事院規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のようにより改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

改 正 前

(勤勉手当の成績率)

第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範

圍内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各府の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）

の全体評語が「非常に優秀」の段階以

上である職員のうち、勤務成績が特に

優秀な職員 六月に支給する場合には

百分の百二十四以上百分の三百十五以

下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次

条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十八以上百分

の三百七十五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十六・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の五百十・五以上百分の三百八十二・五以下）

(勤勉手当の成績率)

第十三条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範

圍内において、各府の長が定めるものとする。ただし、各府の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少數であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）

の全体評語が「非常に優秀」の段階以

上である職員のうち、勤務成績が特に

優秀な職員 百分の百二十四以上百分

の三百十五以下（給与法第十九条の四

第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十八以上百分

の三百七十五以下）

茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市職員給与条例の改正に伴い、勤勉手当の成績率を改めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第30条第2項

3 規則の概要

(1) 職員の勤勉手当の額に係る成績率の上限を100分の318.75（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、100分の153.75）に引き下げることとした。（第22条関係）

(2) この規則は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の318.75</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の153.75</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第22条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の157.5</u></p>

茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

国家公務員等の旅費に関する法律の改正を踏まえ、職員に対して支給する旅費の種目及び内容等の見直しを行うため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市旅費条例における市長等、職務の級等の意義を定めることとした。（第2条関係）
- (2) 市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができるのこととした。（第3条関係）
- (3) 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、(4) の種目及び(5) から(16)までの内容に基づき最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合により計算することとした。（第6条関係）
- (4) 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とすることとした。（第7条関係）
- (5) 鉄道賃は、鉄道等を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃の額等の合計額とすることとした。（第8条関係）
- (6) 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃の額等の合計額とすることとした。（第9条関係）
- (7) 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、運賃の額等の合計額とすることとした。（第10条関係）
- (8) その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車等を利用する移動に要する運賃の額の合計額とすることとした。（第11条関係）
- (9) 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とすることとした。（第12条関係）
- (10) 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、

その額は、当該移動に係る(5)から(9)までの交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とすることとした。(第13条関係)

(11) 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とすることとした。(第14条関係)

(12) 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とすることとした。(第15条関係)

(13) 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する規則で定める額とすることとした。(第16条関係)

(14) 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する規則で定める額とすること等とした。

(第17条関係)

(15) 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とすることとした。(第18条関係)

(16) 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は定額とすることとした。(第19条関係)

(17) 退職者等の旅費について、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行により支給する旅費とし、その額は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めること等とした。(第20条関係)

(18) 遺族の旅費について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めることとした。(第21条関係)

(19) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、(8)から(11)までにより計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とすること等とした。(第22条関係)

(20) 旅費の支給を受けようとする旅行者等は、所定の請求書に必要な書類を添えて、当該金額を支出する者に提出しなければならないこと等とした。(第23条関係)

(21) 市長は、旅行者等が規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならないこと等とした。(第26条関係)

(22) 規定を整備することとした。(目次、第1条、第4条、第5条、第24条、旧第6条、旧第24条から旧第35条まで関係)

- (23) 所要の規定を整備することとした。 (第25条、第27条、第28条、旧別表第1、旧別表第2、附則第5項から附則第7項まで関係)
- (24) この条例は、令和8年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
	<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条～第12条）</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費（第13条～第26条）</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費（第27条～第35条）</u></p> <p><u>第4章 雜則（第36条～第39条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1章 総則</u></p>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は_____、公務のため旅行する職員に對し支給する旅費に關し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のため旅行する職員に對し支給する旅費に關し必要な事項を定めるものとする。
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 略	(1) 略
(2) 市長等 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者をいう。	
(3) 職務の級 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第5条第1項第1号アに規定する行政職給料表(1)による職務の級及び同表の適用を受けない者については規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。	
(4) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附屬する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。	(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附屬する島の存する領域をいう。以下_____同じ。）における旅行をいう。
(5) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号、第8条から第11条まで及び第19条において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。	(3) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下_____同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
(6) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、	(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁_____

その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することをいう。

(7) 赴任 新たに採用された職員（_____）
_____ 市長が特に旅費の支給を必要と認めた職員に限る。) がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(8) 略

(9) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(10) 略

(11) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

_____を離れて旅行することをいう。

(5) 赴任 新たに採用された職員（国、都道府県又は他の市町村の職員から引き続いて採用された職員及び市長が特に旅費の支給を必要と認めた職員に限る。) がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。

(6) 略

(7) 扶養親族 職員の配偶者

（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下_____同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している

_____ものをいう。

(8) 略

2 この条例において「何級の職務」という場合には、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第5条第1項第1号アに規定する行政職給料表(1)による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については規則で定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる

<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。</u></p> <p><u>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者</u> <u>_____が、</u> <u>旅行中 _____ 天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことが</u></p>	<p><u>地域をいうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。</u></p> <p><u>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u></p>
---	---

できる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2）前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする
必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令書等」といふ。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令書等に前項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行す

(旅行命令)

第4条 前条第1項の規定に該当する旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ことができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令書に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行す

ることができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

ことができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従つた限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額又は実費額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

11 支度料は、外国への出張について、定額に

より支給する。

1 2 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

1 3 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

(旅費の計算)

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次条から第19条までに定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法により計算する。

(旅費の種目)

第7条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

—

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(旅費の計算)

第7条 旅費は_____
_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費の計算において円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

)

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第9条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第11条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（内国旅行にあつては市長等に限り、外国旅行にあつては市長等及び職務の級が7級以上の者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第10条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけ

第9条 削除

第10条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住し、又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居

るこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であって、市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等及び職務の級が7級以上の者が移動するとき並びに職務の級が6級又は5級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、職務の級が4級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

(他の交通費)

第11条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）

第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動

住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

車により乗合旅客の運送を行うものに限る。

) の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）
その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料
その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付隨する費用
（宿泊費）

第12条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（旅費の請求手続）

第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたためその旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第13条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第8条から第11条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道120キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道120キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第14条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運

賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第15条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第17条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第16条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第17条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第17条 削除

には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(宿泊料)

第18条 宿泊料の額は、14,000円とする。ただし、当該宿泊に要する費用の額が14,000円に満たないときは、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 宿泊に要する費用の額に食事に要する費用の額が含まれていない場合においては、当該宿泊に要する費用の額に規則で定める額を加えて得た額を当該宿泊料の額とする。ただし、その額は、前項本文の額（以下「宿泊料限度額」という。）を超えることができない。

3 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第19条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号及び第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(移転料)

第20条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第21条 着後手当の額は、宿泊料限度額の5夜分に相当する額による。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものと除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第8条第1項各号、第9条第1項各号、第10条第1項各号及び第11条各号に掲げる各費用について、第6条及び第8条から第11条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条並びに第12条、第13条、第15条、第16条、第17条第1項及び第18条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(扶養親族移転料)

第22条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料限度額、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額
イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際ににおける職員相当の宿泊料限度額、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第20条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後

扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(在勤地内旅行の旅費)

第23条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後規則で定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

(在勤地以外の同一地域内の旅行の旅費)

第24条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

(1) 神奈川県の区域の旅行の場合には、第13条、第14条又は第16条の規定による鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合には、その実費額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第22条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第27条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの食卓料又は本邦に到着した日までの食卓料については、この章に規定するところによる。

(鉄道賃)

第28条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第29条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

- (1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶に

よる旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 最上級の運賃を 3 以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を 2 に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第30条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を 2 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

(宿泊料及び食卓料)

第31条 宿泊料の額は、14,000円とする。

2 第28条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、9,800円とする。

3 食卓料の額は、5,000円とする。

4 第18条第3項及び第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(支度料)

第32条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第2の定額による。

2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去1年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(旅行雑費)

第33条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第34条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における所属庁の所在地を旧在勤地とみなして第26条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第26条第2項の規定は、第3条第2項第5号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第35条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦への旅行をした場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの前職務相当の宿泊料。ただし、30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

第4章 雜則

(旅費の調整)

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通

第36条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通

常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第25条 略

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める

—

(職員以外の者の旅費)

第27条 職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し、職員の例に準じ旅費を支給するものとする。

(委任)

第28条 略

常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の特例)

第37条 略

(職員以外の者の旅費)

第38条 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ公務の遂行を援助するため旅行した場合には、その者に対し、職員の例に準じ旅費を支給することができる。

(委任)

第39条 略

別表第1 (第20条関係)

略

別表第2 (第32条、第34条関係)

略

茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)	
(報酬) 第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表_____のとおりとする。	(報酬) 第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）の報酬は、別表第1のとおりとする。
2 （略） 5	2 （略） 5
(費用弁償) 第2条 特別職の職員が公務のため <u>旅行する</u> ときは、費用弁償として、市長等（茅ヶ崎市職員旅費条例（平成20年茅ヶ崎市条例第4号）第2条第2号に規定する市長等をいう。） _____の例により算定した額の旅費を支給する。	(費用弁償) 第2条 特別職の職員が公務のため <u>旅行した</u> ときは、費用弁償として、内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費については別表第2により算定した額のほか、一般職の職員の例により算定した額の旅費を支給する。 2 前項に定めるもののほか、費用弁償の額及びその支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。
別表_____（第1条関係） 略	別表第1（第1条関係） 略
備考 略	備考 略
(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)	
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）の給与の額及び_____その支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）の給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。
	(旅費) 第6条 市長等が公務のため旅行したときは、旅費として、内国旅行の旅費については食卓料として1夜につき2,400円、外国旅行の旅費について

(給料の額の改定)

第6条 略

(この条例に定めのない事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、給与（退職手当を除く。）の額及び _____ その支給方法に関しては、一般職の職員の例による。

2 略

は別表により算定した額のほか、一般職の職員の例により算定した額を支給する。

(給料の額の改定)

第7条 略

(この条例に定めのない事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、給与（退職手当を除く。）及び旅費の額並びに その支給方法に関しては、一般職の職員の例による。

2 略

別表（第6条関係）

略

(茅ヶ崎市実費弁償条例の一部改正)

(実費弁償)

第2条 略

2 前項の実費弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他交通費

前項の規定により出頭、参加又は出席した者の居住地を起点として、一般職の職員に支給する旅費の例により算出した額

(4) 略

(実費弁償)

第2条 略

2 前項の実費弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃

前項の規定により出頭、参加又は出席した者の居住地を起点として、一般職の職員に支給する旅費の例により算出した額

(4) 略

茅ヶ崎市職員旅費条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○軌道法

第一条 本法ハ一般交通ノ用ニ供スル為敷設スル軌道ニ之ヲ適用ス

② 一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ関スル規定ハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム

○海上運送法

（定義）

第二条 略

2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）に規定する港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。）以外のものをいい、これを定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。

3

{ 略

1 4

○道路運送法

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

二 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

- イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）
(有償貸渡し)

第八十条 自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。ただし、その借受人が当該自家用自動車の使用者である場合は、この限りでない。

2 國土交通大臣は、自家用自動車の貸渡しの態様が自動車運送事業の經營に類似していると認められる場合を除くほか、前項の許可をしなければならない。

○航空法

(定義)

第二条 略

2

（略）

1 7

1 8 この法律において「航空運送事業」とは、他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。

1 9

（略）

2 2

○旅行業法

(変更登録等)

第六条の四 旅行業の登録を受けた者（以下「旅行業者」という。）は、第四条第一項第三号の業務の範囲について変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う変更登録を受けなければならない。

2 第五条及び第六条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、「旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿」とあるのは「旅行業者登録簿」と、第六条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第九号又は第十号」と読み替えるものとする。

3 旅行業者又は旅行業者代理業者（旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、第四条第一項第一号、第二号又は第四号（旅行業者代理業者にあつては、同項第一号又は第二号）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。

4 観光庁長官は、前項の規定による届出を受理したときは、第十九条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、届出があつた事項を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならない。

○鉄道事業法

(定義)

第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三種鉄道事業をいう。

2

（略）

○茅ヶ崎市職員給与条例
(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

ア 行政職給料表(1)

イ 行政職給料表(2)

(2) 医療職給料表（別表第2）

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第33条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市職員旅費条例の改正に伴い、同条例の施行に必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市職員旅費条例（平成20年茅ヶ崎市条例第4号）第2条、第3条第5項及び第6項、第4条第4項、第8条第1項、第9条第1項、第10条、第12条、第14条、第15条、第28条から第21条まで、第23条第2項及び第3項、第26条並びに第28条

3 規則の概要

- (1) 職務の級について、行政職給料表(1)による職務の級に相当する職務の級を定めることとした。 (第2条、別表第1関係)
- (2) 旅行役務提供者に係る事業者の要件を定めることとした。 (第3条関係)
- (3) 旅費の支給を受けることができる者が旅行を中止し、又は変更したとしても旅費を支給することができる場合を定めることとした。 (第4条関係)
- (4) 旅行命令の変更を受けた場合等における旅費を定めることとした。 (第5条関係)
- (5) 旅費の支給を受けることができる者が当該旅費を喪失した場合において旅費を支給することができる事情を定めることとした。 (第6条関係)
- (6) 旅行命令書等の記載事項又は記録事項を定めることとした。 (第7条関係)
- (7) 鉄道賃に係る鉄道を定めることとした。 (第9条関係)
- (8) 船賃に係る船舶を定めることとした。 (第10条関係)
- (9) 航空賃に係る航空機を定めることとした。 (第11条関係)
- (10) 特定航空移動を一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とすることとした。 (第12条関係)
- (11) 宿泊費基準額を定めることとした。 (第13条、別表第2関係)
- (12) 宿泊手当の1夜当たりの定額を定めることとした (第14条関係)
- (13) 転居費の算定方法を定めることとした。 (第15条関係)
- (14) 近距離の転居に係る転居費等は支給しないこととした。 (第16条関係)
- (15) 渡航雜費として支給できる費用を定めることとした。 (第17条関係)
- (16) 死亡手当の定額を定めることとした。 (第18条関係)
- (17) 退職者等の旅費として支給できる旅費を定めることとした。 (第19条関係)
- (18) 遺族の旅費として支給できる旅費を定めることとした。 (第20条関係)

- (19) 旅費の精算に係る期間を定めることとした。 (第21条関係)
- (20) 旅行者が旅行命令権者等の旅行命令等に違反して旅費の支給を受けた場合において、その者に対して支給する給与から差し引く給与の種類を定めることとした。 (第22条関係)
- (21) 通勤手当と旅行の経路に重複がある場合の旅費との調整を定めることとした。 (第23条関係)
- (22) 在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費を定めることとした。 (第24条関係)
- (23) 外国旅行中本邦を通過する場合の旅費を定めることとした。 (第25条関係)
- (24) 旅行中における年度経過等のため鉄道賃等を区分して算定する必要がある場合を定めることとした。 (第26条関係)
- (25) 所要の規定を整備することとした。 (第27条、第28条関係)
- (26) この規則は、令和8年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市職員旅費条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(行政職給料表(1)に相当する職務の級)	(附属する島)
<u>第2条 条例第2条第3号に規定する行政職給料表(1)による職務の級に相当する職務の級は、別表第1のとおりとする。</u>	<u>第2条 条例第2条第1項第2号に規定する附属する島は、当分の間、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を除いた島をいう。</u>
<u>(条例第2条第11号に規定する規則で定める者等)</u>	<u>(赴任手当を支給する職員)</u>
<u>第3条 条例第2条第11号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u>	<u>第3条 条例第2条第1項第5号に規定する市長が特に旅費の支給を必要と認めた職員は、特定の技術を有する職員とする。</u>
(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第3条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経営者	
(2) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者	
(3) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者	
(4) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者	
(5) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営む者	
(6) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者	
(7) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの	
(8) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(市との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)	
2 条例第2条第11号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。	

(旅行者の損失額等を旅費として支給することが
できる場合)

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める
場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第4項の規定により旅
費の支給を受けることができる者が、傷病その
他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は
変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第
4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支
給を受けることができる職員がその家族の旅行
について条例第15条、第17条第1項及び第
20条第2項に基づく旅費の支給を受けること
ができる場合であって、当該家族が死亡又は傷
病その他やむを得ない事情により旅行を中止し
、又は変更したとき。

(旅行命令の変更を受けた場合等における旅費)

第5条 条例第3条第5項に規定する規則で定める
ものは、条例第24条第2項の規定に基づき市長
と協議して定める旅費の額を支給する場合を除き
、次の各号に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（
家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。
）については、条例第8条第1項各号、第9条
第1項各号、第10条第1項各号及び第11条
各号に掲げる各費用について、条例第6条及び
第8条から第11条までの規定により計算した
額と現に支払った額で所要の払戻手続をとった
にもかかわらず払戻しを受けることができない
額又は所要の取消手続をとったにもかかわらず
なお支払う必要がある額を比較し、当該各費用
ごとのいづれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（
宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費
(宿泊手当に相当する部分を除く。) 及び渡航雜
費については、当該各種目について条例第6条
並びに第12条、第13条、第15条、第16
条、第17条第1項及び第18条の規定により
計算した額と現に支払った額で所要の払戻手續
をとったにもかかわらず払戻しを受けることが
できない額又は所要の取消手続をとったにもか

(行政職給料表(1)に相当する職務の級)

第4条 条例第2条第2項の規定による行政職給料
表(1)の適用を受けない者の同表に相当する職務
の級は、別表のとおりとする。

(職務を兼ねる者の旅費)

第5条 職員で他の職を兼ねる者が、その兼ねる職
務によって旅行した場合には、当該職務相当の旅
費を支給する。

かわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(条例第3条第6項に規定する規則で定める事情等)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げるものとする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 第4条第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したもの）を含む。次号において同じ。の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令書等の記載事項又は記録事項)

第7条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間とする。

(旅行の取消し等の場合における旅費)

第6条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費の額は、条例第3条第2項の規定に基づき市長と協議して定める旅費の額を支給する場合を除き、次の各号に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について、条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所若しくは居所の移転のため又は外国旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料又は支度料の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 外国旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するために支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費の喪失の場合における旅費)

第7条 条例第3条第5項に規定する事情は、次の各号に規定するものとする。

(1) 宿泊施設の火災

(2) その他本人の責めに帰することができない事由で任命権者が市長と協議して定めるもの

2 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を

喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用の部分に相当する金額）を差し引いた額

（交通機関の利用順位）

第9条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

2 前項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、当該旅行における公務の内容及び日程並びに当該旅行に係る旅費総額を勘案して航空機を利用するこれが最も経済的な通常の経路及び方法であると認める場合には、その利用を認めることができる。

（路程の計算）

第10条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

(1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足りる者により証明された路程

2 前項第3号の規定により陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点によるものとし、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前2項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

（旅費の精算期間等）

第11条 条例第12条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して2週間とする。

2 条例第12条第3項に規定する期間は、精算に

（航空賃に係る航空機）

第11条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの

(2) 外国における前号に掲げるものに相当するも

の

(特定航空移動等)

第12条 条例第10条第2項第1号に規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が24時間以上の移動とする。

(宿泊費基準額等)

第13条 条例第12条に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行 別表第2に定める額

(2) 外国旅行 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条において「省令」という。）別表第2の2の表の職務の級が10級以下の者の欄に定める額

2 条例第12条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額（同条に規定する宿泊費基準額をいう。次項において同じ。）を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 会議の主催者等から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(3) 外国の宿泊にあっては、為替相場の変動その他旅行命令を発した時には通常予見することができない事情があったとき。

(宿泊手当の定額等)

第14条 条例第14条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 内国旅行 2,400円

(2) 外国旅行 省令別表第3の2の表に定める額

による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。

(急行料金等の計算)

第12条 条例第13条第1項第2号に規定する急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算する。

2 条例第13条第1項第2号に規定する急行料金は、新幹線の列車を運行する線路による旅行にあっては、当該新幹線の特別急行料金とする。

3 条例第13条第1項第3号に規定する座席指定料金は、一の座席指定券の有効区間ごとに計算する。

第13条 削除

(食事に要する費用の額)

第14条 条例第18条第2項に規定する規則で定める額は、1夜につき、夕食に要する費用の額については2,000円、朝食に要する費用の額については1,000円とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項各号に定める定額の3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項各号に定める定額の3分の1に相当する額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地が本邦（条例第2条第4号に規定する本邦をいう。）であるときは2,400円とし、外国（同条第5号に規定する外国をいう。）であるときは省令別表第3の2の表に定める額とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1に相当する額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第15条 条例第15条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する費用の額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合は、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する費用の額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する費用の額（当該運送に要する費用の額が運送業者に依頼したものとして

（在勤地内旅行の旅費）

第15条 条例第23条第1項第1号に規定する鉄道賃及び車賃は、旅行が行程1.5キロメートルを超える場合に支給する。

第1号の規定により算定した費用の額を超えるときは、当該算定した費用の額)を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として旅行命令権者が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第16条 神奈川県内における在勤庁の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(旅費の調整)

第16条 条例第36条第1項又は第2項の規定により、職員の旅行が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより旅費の額を調整する。

- (1) 旅費以外の経費（市以外の機関等の経費を含む。）から当該旅行に係る費用が支出される場合には、当該旅行の旅費のうち当該支出される費用に相当する額の旅費は、支給しない。
- (2) 職員の職務の級がさかのぼって変更された場合には、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減は、行わない。

(3) 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第17条第2項第1号又は第3号の規定により算出した交通機関に係る通勤手当が支給される職員の旅行経路に、当該職員の通勤手当の額の算出の基準となった通勤の経路（当該職員の通勤の経路に係る定期券で乗車できる経路を含む。）と重複する区間（以下この号において「重複区間」という。）がある場合には、当該区間に係る鉄道賃（条例第13条第1項第1号に規定する運賃に限る。）及び車賃は、支給しない。ただし、旅行命令権者が重複区間の鉄道賃及び車賃を支給することが適當であると認めるときは、この限りでない。

(4) 交通機関を無料又は低額で利用するため、正規の鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（以下「鉄道賃等」という。）を支給することが適當でない場合には、その無料又は低額で利用する限度に

おいて、正規の鉄道賃等の全部又は一部の額は支給しない。

(5) 旅行期間が長期にわたるため正規の鉄道賃等を支給することが適当でない場合には、当該旅行期間のうち鉄道賃等の額を定期旅客運賃により支給した方が経済的であるときは、当該期間に係る鉄道賃等を定期旅客運賃により支給する。

(6) 旅行の目的又は緩急の度合いにより急行料金、寝台料金又は座席指定料金を支給する必要がないと認められる場合には、当該料金は、支給しない。

(7) 職員が、公務の必要により道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条各号に掲げる旅客自動車運送事業の用に供する自動車（借上げに係るものも含む。）を利用する旅行をする場合には、当該自動車を利用するのに必要な運賃の実費額を支給する。

(8) 研修等又は会議のための旅行で、利用する宿泊施設があらかじめ指定され、公務上これを利用する必要がある場合には、その利用に要する宿泊料を支給する。

(9) 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、条例第18条第1項本文の額（以下「宿泊料限度額」という。）の2分の1に相当する額の宿泊料を支給する。

(10) 赴任に伴う旅行が次のいずれかに該当する場合には、それぞれに定める額の着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を含む。）を支給する。

ア 新在勤地に到着後直ちに職員のための公舎を利用することができますの場合又は自宅に入る場合には、宿泊料限度額の2夜分に相当する額

イ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル未満の場合には、宿泊料限度額の3夜分に相当する額

ウ 赴任に伴う移転の路程が鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満の場合には、宿泊料限度額の4夜分に相当する額

(11) 一般職の職員が、特別職の職員に随行する

旅行において、条例第30条第1項第1号に規定する航空賃を支給したのでは公務上支障を来る場合には、当該特別職の職員に支給する航空賃の額に相当する額を支給する。

(12) 旅行期間が15日未満の外国旅行をする場合には、条例別表第2に掲げる旅行期間が1月未満の支度料の定額の2分の1に相当する額の支度料を支給する。

2 前項に規定するもののほか、旅費の額の調整に
関し必要な事項は、市長が定める。

(職員以外の者の旅費)

第17条 条例第38条の規定により旅費を支給する場合における職員以外の者の行政職給料表(1)に相当する職務の級は、用務の内容、その者の学識経験等を考慮して任命権者が必要に応じて、その都度定める。

(渡航雑費の細則)

第17条 条例第18条に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のために特に必要とするものに限る。）とする。

(1) 保険料

(2) 医薬品の購入に係る費用

(3) 携行品の購入に係る費用

(4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用

(5) 条例第18条に規定する費用に類する費用又は付随する費用

(6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして旅行命令権者が定める費用

(死亡手当の定額)

第18条 条例第19条に規定する規則で定める定額は、930,000円とする。

(退職者等の旅費の細則)

第19条 条例第20条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（職員が市長等であった場合には、当該者をいう。以下この項において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にい

(旅行期間の計算)

第18条 条例別表第2の支度料の欄に掲げる旅行期間の月は、暦日によって計算する。

た地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内地に旅行するものとして計算した旅費
(遺族の旅費の細則)

第20条 条例第21条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰居住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(3) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費とする。

2 遺族が前項各号に掲げる旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第10号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の精算に係る期間)

第21条 条例第23条第2項に規定する規則で定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日とする。

2 条例第23条第3項に規定する規則で定める期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して7日とする。

(給与の種類)

第22条 条例第26条第3項に規定する給与の種

類は、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とする。

(通勤手当との調整)

第23条 旅行者が茅ヶ崎市職員給与条例第17条に規定する通勤手当の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第24条 在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤庁等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤庁等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤庁等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤庁以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤庁以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤庁に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第25条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第17条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

(年度経過等による区分)

第26条 旅行中における年度の経過、職務の級の

変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

(旅費の支給方法)

第27条 略

(補則)

第28条 略

別表第1 (第2条関係)

行政職給料表(1) の各級に相当する職務の級

行政職給料表(1)	行政職給料表(2)	医療職給料表
略		略
6級又は5級		3級又は2級
4級以下	5級以下	1級

別表第2 (第13条関係)

略

(旅費の支給方法)

第19条 略

(補則)

第20条 略

別表 (第4条関係)

行政職給料表(1) の各級に相当する職務の級

行政職給料表(1)	行政職給料表(2)	医療職給料表
略		略
6級		3級
5級又は4級	5級又は4級	2級又は1級
3級以下	3級以下	

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築審査会条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正によりマンションの各部分の高さに係る特例が定められたことに伴い、当該特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を定める等のため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条

3 条例の概要

(1) 茅ヶ崎市手数料条例関係

ア マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の規定に基づくマンションの各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、160,000円とすることとした。（別表第1関係）

イ 引用条項を改めることとした。（別表第2関係）

(2) 茅ヶ崎市建築審査会条例関係

引用する法律の名称及び条項を改めることとした。（第4条関係）

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築審査会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正) (徴収すべき事務及び金額)		(徴収すべき事務及び金額)	
第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表 第1及び別表第2に掲げるとおりとする。		第2条 手数料を徴収する事務及びその金額は、別表 第1及び別表第2に掲げるとおりとする。	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略	略
123 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の5</u> <u>9第1項の規定に基づくマシンションの容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請に対する審査</u>	160,000円	<u>123 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づくマシンションの容積率_____の特例の許可の申請に対する審査</u>	160,000円
略	略	略	略
備考 略		備考 略	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略	略
12 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1) ＼ 略 (4) (5) 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	12 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	(1) ＼ 略 (4) (5) 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

	<p>ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から <u>2 1</u> の項まで及び <u>2 5</u> の項において同じ。）が 15 キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。） 21 , 000 円</p> <p>(6) 略</p>		<p>ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から <u>1 9</u> の項まで及び <u>2 3</u> の項において同じ。）が 15 キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。） 21 , 000 円</p> <p>(6) 略</p>
1 3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	<p><u>1 0</u> の項の中欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額</p>		<p>1 3 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>
1 4 消防法第 11 条第 1 項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造	<p><u>1 1</u> の項の中欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る</p>		<p><u>9</u> の項の中欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る</p>

又は設備の変更の許可の申請に対する審査	屋外タンク貯蔵所にあっては、総務省令で定める場合には、同項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		又は設備の変更の許可の申請に対する審査	屋外タンク貯蔵所にあっては、総務省令で定める場合には、同項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分)に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
15 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	<u>12の項の中欄</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する金額		15 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	<u>10の項の中欄</u> に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の2分の1に相当する金額	
16 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	<u>10の項の中欄</u> に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		16 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	<u>8の項の中欄</u> に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
17 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあっては、 <u>11の項の(2)</u> に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所にあっては、 <u>11の項の中欄</u> に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		17 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあっては、 <u>9の項の(2)</u> に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所にあっては、 <u>9の項の中欄</u> に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
18 消防法第11条第5項	<u>12の項の中欄</u> に掲げる取扱所の区分に応じ		18 消防法第11条第5項	<u>10の項の中欄</u> に掲げる取扱所の区分に応じ	

の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額		の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
19 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	10の項の中欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		19 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	8の項の中欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	
20 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあっては、11の項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所にあっては、11の項の中欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		20 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	(1) 屋外タンク貯蔵所にあっては、9の項の(2)に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 (2) その他の貯蔵所にあっては、9の項の中欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	
21 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	12の項の中欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額		21 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	10の項の中欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額	
略	略		略	略	

備考 略

備考 略

(茅ヶ崎市建築審査会条例の一部改正)

(会議の招集)

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場

(会議の招集)

第4条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場

合において、会長が招集する。

- (1) 市長から法（マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第2項において準用する場合を含む。）の規定により同意を求められたとき。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 法第94条第1項（マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第2項において準用する場合を含む。）の規定により審査請求があつたとき。
- (5)
- { 略
- (7)

合において、会長が招集する。

- (1) 市長から法（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同意を求められたとき。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 法第94条第1項（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定により審査請求があつたとき。
- (5)
- { 略
- (7)

茅ヶ崎市手数料条例及び茅ヶ崎市建築審査会条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○建築基準法

(道路内の建築制限)

第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 地盤面下に設ける建築物
 - 二 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの
 - 三 第四十三条第一項第二号の道路の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該道路に係る地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 四 公公用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの
- 2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参照するものとする。

○消防法

第十二条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

- 一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長
- 二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事
- 三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

- 四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事
(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣)
- ② 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えるなければならない。
- ③ 総務大臣は、移送取扱所について第一項第四号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- ④ 関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- ⑤ 第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。
- ⑥ 製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。
- ⑦ 市町村長等は、政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所について第一項の規定による許可（同項後段の規定による許可で総務省令で定める軽易な事項に係るもの除く。）をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

○マンションの再生等の円滑化に関する法律（老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）第3条の規定による改正後のもの）

（容積率等の特例）

第百六十三条の五十九 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却等認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したもの）の容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

○地方公共団体の手数料の標準に関する政令

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金

額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略
<u>十六 消防法第十二条第一項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務</u>	<u>3 消防法第十二条第一項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u>	<p>イ 略 ニ ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から十八の項まで及び二十二の項において同じ。）が十五キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを除く。） 二万千円</p> <p>(2) 略 (3) 略 ヘ 略</p>
<u>十七 消防法第十二条第一項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務</u>	<p>1 消防法第十二条第一項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>2 消防法第十二条第一項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>十六の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p> <p>十六の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあっては、総務省令で定める場合には、十六の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>

	<u>3 消防法第十一條第一項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</u>	十六の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額
<u>十八 消防法第十一條第五項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条第三項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務</u>	<u>1 消防法第十一條第五項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査</u> <u>2 消防法第十一條第五項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</u>	十六の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額 イ 屋外タンク貯蔵所にあっては、十六の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあっては、十六の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額
	<u>3 消防法第十一條第五項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査</u>	十六の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額
	<u>4 消防法第十一條第五項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	十六の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額
	<u>5 消防法第十一條第五項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	イ 屋外タンク貯蔵所にあっては、十六の項の2の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあっては、十六の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額
	<u>6 消防法第十一條第五項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	十六の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額
略	略	略

備考 略

(管理計画認定マンションの表示等)

第五条の二十一 管理計画認定マンションに係るマンションの区分所有者等又は第五条の十六の認定を受けた者は、管理計画認定マンション、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該管理計画認定マンションが同条の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、マンションその敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第五条の十六第一項中「第五条の十四」を「第五条の十六」に改め、同条を第五条の十八とする。

第五条の十五中「(以下「認定管理者等」という。)」を削り、同条を第五条の十七とする。

第五条の十四中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三号中「管理組合」を「前

条第一項の規定による認定の申請に係る管理計画にあつては、管理組合に改め、同条中第四号を

第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第二項の規定による認定の申請に係る管理計画にあつては、分譲事業者による管理組合

の管理者等へのマンションの管理の引継ぎが適切かつ円滑に行われる見込みが確実であるこ

と。

第五条の十四を第五条の十六とする。

第五条の十三第二項第三号中「当該」を「管理組合の管理者等が作成する管理計画にあつては、

当該に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 分譲事業者が作成する管理計画にあつては、当該マンションの管理組合の管理者等へのマ

ンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項

2 建物を分譲してマンションとし、当該マンションの管理組合において当該マンションの管理を行おうとする場合における当該分譲をしようとする者(以下「分譲事業者」という。)は、国土交

通省令で定めるところにより、管理計画を作成し、計画作成部道府県知事等の認定を申請するこ

とができる。

第五条の十三を第五条の十五とする。

第五条の十二の二中「第五条の二」を「第五条の三」に改め、第二章の二中同条を第五条の

十四とし、第五条の十二を第五条の十三とし、第五条の十一を第五条の十二とする。

第五条の中「第五条の三第一項」を「第五条の第四項」に改め、同条を第五条の十一とする。

第五条の九第一号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条第二号中「第五

条の三第四項」を「第五条の四第四項」に改め、同条第三号中「第五条の七第一項」を「第五条的八第一項」に改め、同条第四号中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第

五条の十とする。

第五条の八第三項中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第五

条の三第二項第二号」を「第五条の四第二項第二号」に改め、同項第三号中「第五条の三第四項」に改め、同条を第五条の九とする。

第五条の七第二項中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の八と

する。

第五条の六中「第五条の四第一号」を「第五条の五第一号」に改め、同条を第五条の七とし、第

五条の五を第五条の六とし、第五条の四を第五条の五とする。

第五条の三第二項第一号中「第五条の八第三項」を「第五条の九第三項」に改め、同条を第五条

の四とする。

第五条の二の二中「第五条の十二の二第一項」を「第五条の十四第一項」に改め、第二章中同条

を第五条の三とする。

第七十二条第三項ただし書中「認定管理者等」を「第五条の十六の認定を受けた管理組合の管理者等」に、「認定管理者等」を「管理組合の管理者等」に改める。

第一百七条第一項第一号中「第五条の六、第五条の二十二第二項」を「第五条の七、第五条の二十二第二項」に改める。

第一百九条第一項中「第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一號ずつ繰り下げ、同項第一号中「第五条の十八」を「第五条の二十二」に改め、同号を同項第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第五条の二十一第二項の規定に違反して、表示を付したとき。

第一百九条第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改める。

第一百九条第一項中「第二号、第三号及び第八号」を「第三号、第四号及び第九号」に改める。

六 第一百九条第一項中「第十一号を第十二号とし、同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 マンションの更新(マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第二条第一項第三号に規定するマンションの更新をいう。以下この号において同じ。)又はマンションの更新がされた後のマンションで当該マンションの更新がされた後に人の居住の用その他その本来の用途に供したことのないものの購入に必要な資金(当該マンションの更新又はマンションの更新がされた後のマンションの購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)の貸付けを行うこと。

第六十三条第二項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一號ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十六年法律第六十一号)の規定による貸付けを行うこと。

第十四条中「第十号」を「第十一号」に改める。

第十七条第二号中「同項第七号」を「同項第八号」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第八号」を「第十三条第二項第九号」に改める。

第十九条第一項中「第十二号」を「第十三号」に、「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第八号」を「第十三条第二項第九号」に改める。

第二十二条中「第十号」を「第十一号」に、「若しくは第六号」を「から第七号まで」に改める。

第二十八条中「第十三条第二項第八号」を「第十三条第二項第九号」に改める。

附則第七条第六項中「第八号」を「第九号」に、「第六号」を「第七号まで」に改める。

第一 条 (施行期日)

第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第五条の三第一項中「第五条の三第一項」を「第五条の四第一項」に改め、同条を第五条の八と

する。

第五条の六中「第五条の四第一号」を「第五条の五第一号」に改め、同条を第五条の七とし、第

五条の五を第五条の六とし、第五条の四を第五条の五とする。

第五条の三第二項第一号中「第五条の八第三項」を「第五条の九第三項」に改め、同条を第五条

の四とする。

第五条の二の二中「第五条の十二の二第一項」を「第五条の十四第一項」に改め、第二章中同条

を第五条の三とする。

二 附則第十八条の規定

二 第三条の規定(マンションの建替え等の円滑化に関する法律の目次の改正規定(第四条)を「第四条の二」に改める部分に限る。)同法第四条第二項第九号の次に一号を加える改正規定、同法第一章に一条を加える改正規定、同法第九条第一項の改正規定(都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市長。以下「都道府県知事等」という。)を「都道府県知事等」に改める部分に限る)、同法第十二条第四項の改正規定、同法第九十七条に一項を加える改正規定、同法第一百六十六条に一項を加える改正規定、同法第一百七十条第四項の改正規定、同法第二百十三条に一項を加え

2 特定行政庁は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係るマンションが次の各号のいずれかに該当するときは、その旨の認定をするものとする。

一 当該申請に係るマンションが地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

二 当該申請に係るマンションが火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

三 当該申請に係るマンションが外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剥離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

四 当該申請に係るマンションが給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして国土交通省令で定めるものに限る）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当すると認められるとき。

五 当該申請に係るマンションが高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認められるとき。

六 当該申請に係るマンションの区分所有者は、当該要除却等認定を受けたマンション（以下「要除却等認定マンション」といいう。）の区分所有者等が、当該要除却等認定マンションについて除却等を行なうよう努めなければならない。

七 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

八 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

九 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十一 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十二 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十三 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十四 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十五 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十六 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十七 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十八 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

十九 当該申請に係るマンションが、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等（当該特定行政庁である都道府県知事等を除く。）にその旨を通知しなければならない。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う要除却等認定マンションの除却等資金の融資）
五百六十三条の六十一 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、要除却等認定マンションの除却等に必要な資金を貸し付けることができる。

第二節 敷地分割決議等

（団地建物所有者集会の特例）

五百六十三条の六十二 要除却等認定を受けた場合においては、団地内建物を構成する要除却等認定マンションの敷地（当該要除却等認定マンションの敷地利用権が借地権であるときは、その借地権）の共有者である当該団地内建物の団地建物所有者（以下「特定団地建物所有者」という。）は、この法律及び区分所有法の定めるところにより、団地建物所有者集会（区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第六十五条に規定する団体又は区分所有法第六十六条において読み替えて準用する区分所有法第四十七条第二項に規定する団地管理組合法人に係るもの）をいう。以下同じ。）を開くことができる。

（敷地分割決議）

五百六十三条の六十三 要除却等認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者の共有に属する団地内建物の敷地又はその借地権を分割する旨の決議（以下「敷地分割決議」という。）をすることができる。

五百六十三条の六十四 団地内建物を構成するマンションが、被災区分所有法第二条の政令で定める災害により大規模一部滅失（被災区分所有法第一条に規定する大規模一部滅失をいう。）をし、かつ、要除却等認定を受けた場合において、当該マンションの除却の実施のために敷地分割決議をしようとするときは、当該政令で定める期間に限り、前項の規定の適用については、同項中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とする。

五百六十三条の六十五 第一項の団地建物所有者集会における各特定団地建物所有者の議決権は、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十八条の規定にかかるわらず、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十条第一項の規約に別段の定めがある場合であつても、当該団地内建物の敷地又はその借地権の共有持分の割合によるものとする。

五百六十三条の六十六 敷地分割決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 除却マンション敷地（敷地分割後の要除却等認定マンション（敷地分割決議に係るものに限る。）の存する敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域及び非除却マンション敷地（敷地分割後の除却マンション敷地以外の敷地をいう。以下同じ。）となるべき土地の区域

二 敷地分割後の土地又はその借地権の帰属に関する事項

三 敷地分割後の団地共用部分の共有持分の帰属に関する事項

四 敷地分割に要する費用の概算額

五 前号に規定する費用の分担に関する事項

六 団地内の駐車場、集会所その他の生活に必要な共同利用施設の敷地分割後の管理及び使用に

七 関する事項

八 前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項は、各特定団地建物所有者の衡平を害しないよう定めなければならない。

九 第一項に規定する決議事項を会議の目的とする団地建物所有者集会を招集するときは、区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十五条第一項の通知は、同項の規定にかかるわら

- 2 組合は、権利消滅期日後マンション除却事業に係る工事のため必要があるときは、除却マンションの敷地を占有している者に対し、期限を定めて、その明渡しを求めることができる。
- 3 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後の日でなければならない。
- 4 第二項の規定による明渡しの請求があつた者は、明渡しの期限までに、組合に明け渡さなければならない。ただし、第百六十三条の十四第一項又は区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十三条第五項の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払又は提供がないときは、この限りでない。
- 第二款 区分所有者等の居住の安定の確保に関する組合等の責務**
- 第百六十三条の四十七 組合は、基本方針に従つて、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、基本方針に従つて、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 第三款 雜則**
- (処分、手続等の効力)
- 第百六十三条の四十八 除却マンションについて権利を有する者の変更があつたときは、この法律又はこの法律に基づく定款の規定により従前のこの者がした手続その他の行為は、新たにこの者となつた者がしたものとみなし、従前のこの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこの者となつた者に対するものとみなす。
- (不動産登記法の特例)
- 第百六十三条の四十九 除却マンションの登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。
- (関係簿書の備付け)
- 第百六十三条の五十 組合は、国土交通省令で定めるところにより、マンション除却事業に関する簿書(組合員名簿を含む)をその事務所に備え付けておかなければならない。
- 2 利害関係者から前項の簿書の閲覧の請求があつたときは、組合は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- (書類の送付に代わる公告)
- 第百六十三条の五十一 組合は、マンション除却事業の実施に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。
- 2 前項の公告があつたときは、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。
- 第三節 マンション除却事業の監督等**
- (組合に対する報告、勧告等)
- 第百六十三条の五十二 都道府県知事等は、組合に対し、その実施するマンション除却事業に関する監督等の協力を要請することができる。
- この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する組合に対する監督
- 2 都道府県知事等は、組合に対し、マンション除却事業の促進を図るために必要な措置を命ぜることができる。
- 3 都道府県知事等は、第一項の規定による援助があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請することができる。
- 第四章 の 二 除却等の必要性に係る特別の措置**
- 第一節 除却等の必要性に係る認定等**
- (除却等の必要性に係る認定)
- 第百六十三条の五十六 マンションの管理者等(区分所有法第二十五条第一項の規定により選任された管理者(管理者がないときは、区分所有法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者)又は区分所有法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。第百六十三条の六十において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁に対し、当該マンションの除却又は当該マンションの構造上主要な部分の効用の維持若しくは回復(通常有すべき効用の確保を含む)をするものとして国土交通省令で定める工事(以下「除却等」という。)をする必要がある旨の認定(以下「要除却等認定」という。)を申請することができる。

- 2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反していると認めるとときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。
- 3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは補償金支払計画に違反していると認めるとときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。
- 4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から起算して三十日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。
- 5 都道府県知事等は、第百六十三条の二十二において準用する第二十八条第三項の規定により組合員から総会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総会を招集しなければならない。第百六十三条の二十四第四項において準用する第二十八条第三項の規定により総代から総代会の招集の請求があつた場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。
- 6 都道府県知事等は、第百六十三条の十九第三項において準用する第二十三条第一項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、組合員の投票に付さなければならない。
- 7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代の解任の請求があつた場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。
- 2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代の法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。
- (資金の融通等)
- 第百六十三条の五十四 国及び地方公共団体は、組合に対し、マンション除却事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。
- (技術的援助の請求)
- 第百六十三条の五十五 組合又は組合を設立しようとする者は、国土交通大臣及び都道府県知事等に対し、マンション除却事業の実施の準備又は実施のために、マンション除却事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の規定による技術的援助を行うために必要があると認めるときは、セントラルに必要な協力を要請することができる。

第一百三十四条第二項中「第一百二十二条及び第一百二十三条」を「第一百十三条第二項から第四項まで及び第一百四十二条から第七十条までの規定は組合が定款及び資金計画を変更して新たに売却等マンション又は売却敷地によるべき次の各号に掲げるマンション又は土地に係る」と「次のとあるのは「当該第一百二十条に「前項」を「前項」に改め、「認可について」の下に「それぞれ」を加え、「同条第二項」を「第一百十三条第二項中「前項の規定による認可を申請しようとする」とあるのは「組合が第三十四条第一項の規定による認可の申請をしようとするときは、新たに売却等マンション又は売却敷地となるべき次の各号に掲げるマンション又は土地に係る」と「次のとあるのは「当該第一百二十条第二項」に改め、「同条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は定款及び資金計画の対象とされた二以上の売却等マンション、一以上の売却等マンション及び売却敷地若しくは二以上の売却敷地の数を縮減しようとする場合を加え、「マンション敷地売却事業を「マンション等売却事業に改め、「その変更」の下に「又は縮減」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第百二十二条から第七十条までの規定は、組合が定款及び資金計画を変更して新たに売却等マンション又は売却敷地を追加した場合について準用する。この場合において、第一百二十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「第一百三十四条第二項において準用する前条第一項と「区所有者又は敷地共有持分等」とあるのは「新たに追加された売却等マンションの区分所有者又は新たに追加された売却敷地の敷地共有持分等」と、同条第三項中「第一百二十二条第一項」とあるのは「第一百三十四条第四項において準用する同法第一百二十二条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 第一節 売却等計画の認定
第六章 第一節 売却等計画の実施

第六章 第一節 売却等計画の実施
第七章 第一節 売却等計画の実施

第八章 第一節 売却等計画の実施
第九章 第一節 売却等計画の実施

第十章 第一節 売却等計画の実施
第十一章 第一節 売却等計画の実施

(除却等計画の変更)
第一百六条 第百四条第一項の認定を受けた者(以下「認定買受人」という。)は、除却等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(除却等の実施)

第一百七条 認定買受人は、第一百四条第一項の認定を受けた除却等計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定除却等計画」という。)に従い、売却決議マンション等の除却等を実施しなければならない。

(報告の微収等)

第一百八条 都道府県知事等は、認定買受人に對し、認定除却等計画に係る売却決議マンション等の除却等の状況について報告を求めることができる。

2 都道府県知事等は、認定買受人が正当な理由がなく認定除却等計画に従つて売却決議マンション等の除却等を実施していないと認めるときは、当該認定買受人に対して、当該認定買受人に従つてこれらの措置を実施すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事等は、前項の規定による勧告を受けた認定買受人がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四章を第三章とし、同章の次に次の二章を加える。

第四章 マンション除却事業
第一節 マンション除却組合

第一款 通則

(マンション除却事業の実施)

第二款 組合の名称

第三款 除却マンションの名称及びその所在地

(法人格)

第四款 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、組合について準用する。

第一百六十三条の四 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 組合の名称

二 除却マンションの名称及びその所在地

(定款)

三 事務所の所在地

四 事業に要する経費の分担に関する事項

五 役員の定数、任期、職務の分担並びに選挙及び選任の方法に関する事項

六 総会に関する事項

七 総代会を開けるときは、総代及び総代会に関する事項

(定款)

八 事業年度

九 公告の方法

十 その他国土交通省令で定める事項

(設立の認可)
第一百六十三条の六 区分所有法第六十四条の八第三項において準用する区分所有法第六十四条の規定により区分所有法第六十四条の八第一項に規定する取壟し決議(以下単に「取壟し決議」といふ。)の内容によりマンションの除却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区

間に、当該売却決議マンション等について新たな権利が設定されないことが確実であること。
二 売却決議マンション等の除却等に関する資金計画が当該除却等を遂行するため適切なものであり、当該売却決議マンション等の除却等がされることが確実であること。

第七十五条に次の二号を加える。

三 施行底地権を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該施行底地権を有して、かつ、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権及び敷地利用権を与えられないもの

第七十六条第一項中「この款」の下に「(第八十条第四項第四号を除く。)」を加え、同条第四項中

「施行マンション」を「再生前マンション又は再建敷地」に改める。

第二章第二節第一款第四目の目名中「施行マンション等」を「再生前マンション等」に改める。

第七十九条中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

業を「マンション建替事業」に、「再生前マンション若しくは」に改め、同条第三項中「第五十八条第三項」を「第五十八条第四項」に改め、同条第四項ただし書きを次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第七十五条の補償金の支払を受けるべき者について同条の規定による支払又は第七十六条の規定による供託がない場合

二 第十五条第一項(第三十四条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条第一項(第六十六条において準用する場合を含む。)又は区分所有法第六十三条第五項(区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第四項において準用する場合を含む。)

若しくは区分所有法第七十五条第九項において準用する区分所有法第六十三条第五項前段の規定による請求を受けた者について当該請求を行つた者による代金の支払又は提供がない場合

三 第六十四条第三項(第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による請求を行つた者について当該請求を受けた者による代金の支払又は提供がない場合

四 次に掲げる規定に規定する補償金の提供を受けるべき者について当該規定による提供がない場合

イ 第十五条の二第三項又は第十五条の四第二項(これらの規定を第三十四条第四項において準用する場合を含む。)において準用する区分所有法第六十四条の二第三項
ロ 区分所有法第六十四条の二第三項(区分所有法第六十四条の四において準用する場合を含む。)(これららの規定を区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定を区分所有法第六十四条の五第三項、第七十条第五項又は第八十四条第一項において準用する場合を含む。)

第八十一条の見出し中「建築工事」を「建築工事等」に改め、同条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事(マンションの更新をするための工事をいう。次条第一項において同じ。)」を加える。

第八十二条の見出しを「再生後マンションに関する登記」に改め、同条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、「建築工事」の下に「又は更新工事」を加え、同条第二項

中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十三条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改める。

第八十四条の見出し中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、「再生後マンション」に改める。

第八十五条中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンションの区分所有権又は敷地利用権の価額」を「再生前マンションの区分所有権若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権の価額(第七十条第二項の規定により敷地利用権が設定された隣接施行敷地権にあっては、その減額額)」に改める。

第八十六条第一項中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権若しくは再建敷地の敷地共有持分等、隣接施行敷地権又は施行底地権」に改める。第八十八条第一項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同条第三項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

第八十九条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「施行マンション」を「再生前マンション」に改め、「若しくは敷地利用権」の下に「若しくは再建敷地の敷地共有持分等」を加え、「者又は」を「者」第七十条第二項の規定により敷地利用権が設定された隣接施行敷地権を有する者若しくは隣接施行敷地権を有していた者、施行底地権を有していた者又は「に、者」を「者(被請求借家権者を除く。)」に改める。

第九十条中「施行マンション」を「再生前マンション」に改める。

第九十三条中「施行マンション」を「再生前マンション」に、「又は施行再建マンション」を「若しくは再建敷地(隣接施行敷地を含む。)又は再生後マンション」に改める。

第九十二条中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十三条中「施行マンション及び施行再建マンション並びにこれらの」を「再生前マンション及びその」に改める。

第九十四条第一項及び第三項中「施行再建マンション」を「再生後マンション」に、「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十五条第一項、第九十六条第一項及び第一章第三節の節名中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第九十七条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、「(次章を除く。以下この節において同じ。)」を削り、同条第二項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同条第一項を加える。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の第四項に規定するマンション管理適正化支援法人(以下「支援法人」という。)に必要な協力を要請することができる。

第九十八条第一項、第九十九条第一項、第二項及び第四項、第一百条並びに第一百一条第一項中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第一百二条及び第一百三条を次のように改める。

第二百二条及び第二百三条 削除

第四章の章名中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改める。

第四章第三節の節名中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改める。

第一百六十条中「マンション敷地売却事業」を「マンション等売却事業」に改め、同条第一項を加える。

3 都道府県知事等は、第一項の規定による援助をするため必要があると認めるときは、支援法人に必要な協力を要請することができる。

第一百四十条第一項中「第一百二十三条第一項の公告」を「第一百二十条第一項の公告又は第百三十四第二項において準用する第一百二十条第一項の公告(新たに売却等マンション又は売却敷地の追加に係る資金計画の変更の認可に係るものに限る。次条第一項において同じ。)」に、「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「限る。」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等(既登記のものに限る。)」を加え、同条第二項中「売却マンション」を「売却等マンション」に、「又は敷地利用権」を「若しくは敷地利用権又は売却敷地の敷地共有持分等」に改める。

第一百四十一条第一項中「第一百二十三条第一項の公告」を「第一百二十条第一項の公告又は第百三十

四条第一項において準用する第一百二十条第一項の公告」に改め、同条第二項中「売却マンション」を「売却等マンション」に改め、「敷地利用権」の下に「又は売却敷地の敷地共有持分等」を加え、「敷

2 第二条の政令で定める災害により団地内の特定建物(区分所有法第八十二条第一項に規定する特定建物をいう。次項において同じ。)が大規模一部滅失した場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十二条の規定の適用については、同条第二項中「五分の四(当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三)」とあるのは「五分の四(当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては四分の三、当該特定建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号)第二一条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては三分の二)」と、同条第三項中「第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合」とあるのは「第六十二条第二項各号のいずれかに該当し、又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法(平成七年法律第四十三号)第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては三分の二)」とする。

3 団地内の特定滅失建物が第二条の政令で定める災害により滅失したものであり、かつ、その災害によりその団地内の特定建物が大規模一部滅失した場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十三条の規定の適用については、同条第一項中「四分の三」とあるのは「四分の

第九条 団地内の特定滅失建物（区分所有法第八十一条第一項に規定する特定滅失建物をいう。第三項において同じ。）が第二条の政令で定める災害により滅失したもの（区分所有建物にあっては大規模一部滅失をした場合において取壊し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを含み、区分所有建物以外の建物にあっては大規模一部滅失をした場合において所有者により取り壊されたものを含む。同項において同じ。）である場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十一条の規定の適用については、同条第一項中「四分の三」とあるのは「四分の三（当該特定滅失建物（第六項の場合にあつては、当該二以上の全ての特定滅失建物）が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第一条の政令で定める災害により滅失したもの（専有部分のある建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において第六十四条の八第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものと含み、専有部分のある建物以外の建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において所有者により取り壊されたものを含む。）である場合にあつては、三分の二」と、同条第七項中「五分の四」とあるのは「五分の四（当該特定滅失建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第一条の政令で定める災害により滅失したもの（その価格の過半に相当する部

よりその価格の過半に相当する部分が消失したものである場合」とする。
（団地内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をした場合における一括建替え等に関する特
例）

各号のいずれかに該当する場合にあつては、四分の三」とあるのは「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては四分の三、当該特定建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては三分の二）と、同条第八項中「第六十二条第二項各号のいずれかに該当する場合」とあるのは「第六十二条第二項のいずれかに該当し、又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害に

三（当該特定滅失建物（当該特定滅失建物が二以上ある場合にあつては、当該二以上の全での特定滅失建物）が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める災害により滅失したもの（専有部分のある建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において第六十四条の八第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを含み、専有部分のある建物以外の建物にあつてはその価格の過半に相当する部分が滅失した場合において所有者により取り壊されたものを含む。）であり、かつ、当該特定建物（当該特定建物が二以上ある場合にあつては、当該二以上の全ての特定建物）がその災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては、三分の一の二）と、同条第二項第一号中「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合は、四分の三）」とあるのは「五分の四（当該特定建物が同条第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては四分の三、当該特定建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害によりその価格の過半に相当する部分が滅失したものである場合にあつては三分の二）と、同項第二号中「五分の四」とあるのは「五分の四（当該特定滅失建物が被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条の政令で定める災害により滅失したもの（その価格の過半に相当する部分が滅失した場合において第六十四条の八第一項の決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壊されたものを含む。）である場合にあつては、三分の二）とする。
（団地内の全部の区分所有建物が滅失した場合等における一括替え等に関する特例）

第十一条 第二条の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失し、又は大規模一部滅失をした場合（その災害によりその団地内の一以上の区分所有建物が滅失した場合に限る。）には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「五分の四」とあるのは「三分の二」とする。

第二条の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失した場合は、当該政令

2 第二条の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失した場合には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第八十五條の規定の適用については、同条第一項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とする。
(団地建物所有者等集会等に関する特例)

第十一條 第二条の政令で定める災害により団地内の全部又は一部の建物が滅失した場合（区分所有建物にあつては大規模部滅失をした場合において取壟し決議又は区分所有者全員の同意に基づき取り壟されたときを含み、区分所有建物以外の建物にあつては大規模一部滅失をした場合において所有者により取り壟されたときを含む。）には、当該政令で定める期間に限り、区分所有法第七十八条の規定の適用については、同条中「五年を経過する日まで」とあるのは、「五年を経過する日又は被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条の政令で定める期間の末日のいづれか遅い日まで」とする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第三条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの再生等の円滑化に関する法律

目次中「第四条」を「第四条の二」に「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に、「第十五条」を「第十五条の四」に、「施行マ

ンション等」を「再生前マンション等」に、「第一百一条」を「第一百三条」に、

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名
御爾

令和七年五月三十日

内閣總理大臣 石破茂

法律第四十七号
老朽化マソシヨン等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等
の一部を改正する法律
(建物の区分所有等に関する法律の一部改正)
第一条 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正す
る。

目次中
[第六節] 第六節 管理組合法人（第四十七条～第五十六条の七）
[第七節] 第七節 義務違反者に対する措置（第五十七条～第六十
[第八節] 第八節 復旧及び代替え（第六十一条～第六十四条）

「第六節節節節節節節所有者不明専有専法違反組合不全管理」

部有部分管理命令（第四十六条の二—第四十六条の七）
部下分管理命令及び管理不全共用部分管理命令（第四十六条の八—第四十六条の十四）
第五十七条—第五十六条の七）
第六十一条—第六十四条の八）

を「第七十一条」に、「第三章 罰則（第七十一条・第七十二条）」を

物における措置に失した場合における措置(第七十二条～第七十七条)に関する裁判手続(第七十八条～第八十五条)の除外等について(第八十六条～第九十条)

に改める。

第九十二条(第五条の次に次の一を加える。)

第五条の二 区分所有者は、第三条に規定する団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設（同条後段の場合にあつては、一部共用部分）の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

第六条の次に次の二条を加える。

（国内管理人）

第六条の二 区分所有者は、国内に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所。以下この項及び第三項において同じ。）を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所又は居所を有する者のうちから管理人を選任することができます。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

認定コミュニティの認定基準を緩和し、地域における公益の増進を図るため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

(1) 市長が特に認めた場合にあっては、認定の申請をした地域コミュニティが、当該申請に係る区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであって当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの相当数で構成されているときは、市長の認定を受けることができることとした。（第2条関係）

(2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(認定)</p> <p>第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。</p> <p>2 市長は、前項の認定（以下「認定」という。）を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全て（市長が特に認めた場合にあっては、その相当数）が、現に構成員となっているものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(8)</p>	<p>(認定)</p> <p>第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。</p> <p>2 市長は、前項の認定（以下「認定」という。）を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全て_____が、現に構成員となっているものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(8)</p>

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

電気通信事業法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項

3 条例の概要

(1) 引用条項を改めることとした。（第16条関係）

(2) この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行することとした。

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（茅ヶ崎市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第16条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機（茅ヶ崎市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であって、当該端末機を利用する者が自ら必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。</p>

茅ヶ崎市印鑑条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の拘禁刑、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる

○電気通信事業法（電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）第1条の規定による改正前のもの）

（登録の申請）

第十二条の二 第九条の登録は、次に掲げる事由が生じた場合において、当該事由が生じた日から起算して三月以内にその更新を受けなかったときは、その効力を失う。

- 一 第九条の登録を受けた者が設置する電気通信設備が、第三十三条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているとを除く。）、又は第三十四条第一項の規定により新たに指定をされたとき（その者が設置する他の電気通信設備が同項の規定により既に指定をされているとを除く。）。
 - 二 第九条の登録を受けた者（第一種指定電気通信設備（第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備をいう。以下第三十一条までにおいて同じ。）又は第二種指定電気通信設備（第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備をいう。第四項第二号ハ及び第三十条第一項において同じ。）を設置する電気通信事業者たる法人である場合に限る。以下この項において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。
 - イ その特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該第九条の登録を受けた者である場合に限る。）をしたとき。
 - ロ その特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。以下この項において同じ。）の全部又は一部を承継したとき。
 - ハ その特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
 - 三 第九条の登録を受けた者の特定関係法人が、次のいずれかに該当するとき（当該同条の登録を受けた者の特定関係法人が引き続いて当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）。
 - イ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者（当該同条の登録を受けた者を除く。ロ及びハにおいて同じ。）と合併（合併後存続する法人が当該同条の登録を受けた者の特定関係法人である場合に限る。）をしたとき。
 - ロ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業の全部又は一部を承継したとき。
 - ハ 当該第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者から電気通信事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
 - 四 第九条の登録を受けた者の特定関係法人以外の者が、当該同条の登録を受けた者の特定関係法人となつたとき。
- 2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条第一項第二号	登録年月日及び	登録及びその更新の年月日並びに
前条第一項	各号	各号(第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)
	五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者	五 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有しないと認められる者 六 その電気通信事業を適確に遂行するに足りる体制の整備(第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者にあつては、第三十一条第六項に規定する体制の整備を含む。)が行われていないと認められる者 七 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項に規定する期間内に当該申請に対する処分がされないときは、第九条の登録は、当該期間の経過後も当該処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定関係法人 電気通信事業者たる法人との間に次に掲げる関係がある法人をいう。
 イ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人の子会社等(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。ロ及びハにおいて同じ。)であること。
 ロ 当該電気通信事業者たる法人が当該法人の子会社等であること。
 ハ 当該法人が当該電気通信事業者たる法人を子会社等とする法人の子会社等(当該電気通信事業者たる法人及び当該電気通信事業者たる法人との間にイ又はロに掲げる関係がある法人を除く。)であること。
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、政令で定める特殊の関係

二 特定電気通信設備 次に掲げる電気通信設備をいう。

- イ 第一種指定電気通信設備
 ロ 第三十三条第一項の総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。)の電気通信設備(移動端末設備(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。以下同じ。)を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの総体(イに掲げるものを除く。)のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

ハ 第二種指定電気通信設備

- ニ その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この号及び第三十四条第一項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が、同項の総務省令で定める割合を超えない範囲内で総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するた

めに設置する電気通信設備であつて同項の総務省令で定めるものの總体（ハに掲げるものを除く。）のうち、総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する電気通信設備

第一十一条第一項第四号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改める。
 第二十三条第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二号中「第一条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三号中「第二条第五项」を「第三条第五项」に改め、同条第四号中「第二条第十一項」を「第三条第十一項」に改め、同条第五号中「第一条第十二項」を「第三条第十二項」に改める。
 第二十五条中「第二条第八項」を「第三条第八項」に改める。

附 則

(施行期日)
 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中電気通信事業法第五十条の二第二項、第五十条の七ただし書、第五十条の九第三号及び第七十八条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第十二条の規定
 公布の日
 二 第一条中電気通信事業法第六十七条の三を同法第六十七条の四とし、同法第六十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十九条の改正規定(制定又は)を「制定」に改め、「提供する者の指定」の下に「第六十七条の三第一項の規定による同項に規定する電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについての評価又は同条第二項の規定による調査及び評価の実施に関する方針の策定」を加える部分を除く)及び同条第四号の改正規定を除く)及び同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四条の規定
 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
 三 第二条及び第四条の規定並びに附則第八条第一項及び第七項、第九条第五項、第十六条並びに
 第二条 総務大臣は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(附則第四条において「第二号施行日」という。(前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法(以下「第一改正後事業法」という。)前においても、第一条の規定による改正前の電気通信事業法(附則第四条及び第六条において「第一改正前事業法」という。)第六十九条の政令で定める審議会等(次項及び第三項において単に「審議会等」という。)に諮問することができる。
 2 総務大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第一条改正後事業法第三十一条第十一項第一号の規定による同号に規定する特定関係事業者の指定のために、審議会等に諮問することができる。
 3 総務大臣は、次の各号に掲げる規定による総務省令の制定又は改廃のために、当該各号に定める日前においても、審議会等に諮問することができる。
 一百十条の二第一項第二号又は第百四十三条の九(第一改正後事業法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)第十二条の二第二項第二号、第十九条第二項第二号、第二十条の四第一項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくは口、第五十条の七、第四号若しくは第十項、第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくは口、第五十条の七、第

百十一条第一項第一号(第一改正後事業法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)第十二条の二第二項第二号、第十九条第二項第二号、第二十条の四第一項、第三十一条第一項ただし書、第二項、第五項ただし書若しくは第三号若しくは第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくは口、第五十条の七、第

二 第二条の規定による改正後の電気通信事業法(附則第八条及び第九条において「第一改正後事業法」という。)第十九条第二項第二号、第百七条第三号、第一百八条第一項第三号、第一百八条の二第一項、第三十一条第一項若しくは第三号若しくは第五十条の四第一号ハ若しくは第二号イ若しくは口、第五十条の七、第

二 第二条の規定による改正後の電気通信事業法(附則第八条及び第九条において「第一改正後事業法」という。)第十九条第二項第二号、第百七条第三号、第一百八条第一項第三号、第一百八条の二第一項、第三十一条第一項若しくは第三号若しくは第五十条の五第一項、第四項若しくは第五項、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)

(附則第一条第一号に掲げる改正規定による改正後の電気通信事業法第五十条の三の規定の適用に関する経過措置)

第二十三条第一号中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二号中「第一条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三号中「第二条第五项」を「第三条第五项」に改め、同条第四号中「第二条第十一項」を「第三条第十一項」に改め、同条第五号中「第一条第十二項」を「第三条第十二項」に改める。

第二十五条中「第二条第八項」を「第三条第八項」に改める。

(第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用に関する経過措置)

第四条 第二号施行日から施行日の前日までの間ににおける第一条改正前事業法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律」とする。

(現に電気通信事業の登録を受けている者に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に電気通信事業法第九条の登録を受けている者であつて基礎的電気通信役務(同法第七条に規定する基礎的電気通信役務をいい、第一条改正後事業法第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。)次条において同じ。)を提供しているものについては、施行日において同号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、第一条改正後事業法第十三条第一項及び第五項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更があつたときは、当該変更の日から三月以内に」と、同条第五項前段中「遅滞なく」とあるのは、「これらの変更の日から三月以内に」とする。

(現に電気通信事業の届出をしている者に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第一条改正前事業法第十六条第一項の届出をしている者であつて基礎的電気通信役務を提供しているものについては、施行日において第一条改正後事業法第十六条第一項第三号イ又はロに定める事項及び同項第五号に掲げる事項に変更があつたものとみなして、同条第三項及び第四項の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「遅滞なく」とあるのは、「に当該変更の日から三月以内に」と、同条第四項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更があつたときは、当該変更の日から三月以内に」とする。

(電気通信業務の休止等の周知及び届出に関する経過措置)

第七条 第一条改正後事業法第二十六条の四第一項の表の中欄に規定する日が、施行日から施行日から起算して同項の総務省令で定める一年以上の期間が経過する日の前日までの間ににおける同条の規定の適用については、同項中「同表の中欄に規定する日の総務省令で定める一年以上の期間前までに」とあるのは、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第四十六号)の施行の日以後、速やかに」と、同条第二項中「同表の中欄に規定する日の同項の総務省令で定める一年以上の期間前までに、同欄」とあるのは、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日以後、速やかに、同表の中欄」とする。

(第一種適格電気通信事業者、第二種適格電気通信事業者及び地域会社に関する経過措置)

第八条 附則第八条第三号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法第七項及び次条第五項において「第一条改正前事業法」という。)第一百八条第一項の規定により同項に規定する第一種適格電気通信事業者として指定をされている者の当該指定は、第三号施行日に、その効力を失う。

第一条改正後事業法第一百八条第一項に規定する第一種適格電気通信事業者及び地域会社に関する経過措置)

單に「第一種適格電気通信事業者」という。)の指定を受けようとする者は、第三号施行日前においても、第一条改正後事業法第一百八条第二項の規定の例により、その指定の申請をすることができる。

3 総務大臣は、前項の規定による指定の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、第一条改正後事業法第一百八条第一項から第三項までの規定の例により、第一種適格電気通信事業者の指定をすることができます。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律をこのに公布する。

御名御璽

令和七年五月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第四十六号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「事業の認定」を「電気通信事業者の認定」に、「第二節 認定電気通信事業者による土地の使用」に、「第三節 鉄塔等提供事業の認定等」(第一百四十三節)を「土地の使用(第一百三十八条—第一百四十三条)」に改める。